

# 東海第二発電所 設計及び工事計画に係る説明資料

## 防潮堤（鋼製防護壁）の設計変更

2024年3月26日

日本原子力発電株式会社

本資料中の□は、商業秘密又は防護上の観点で公開できません。

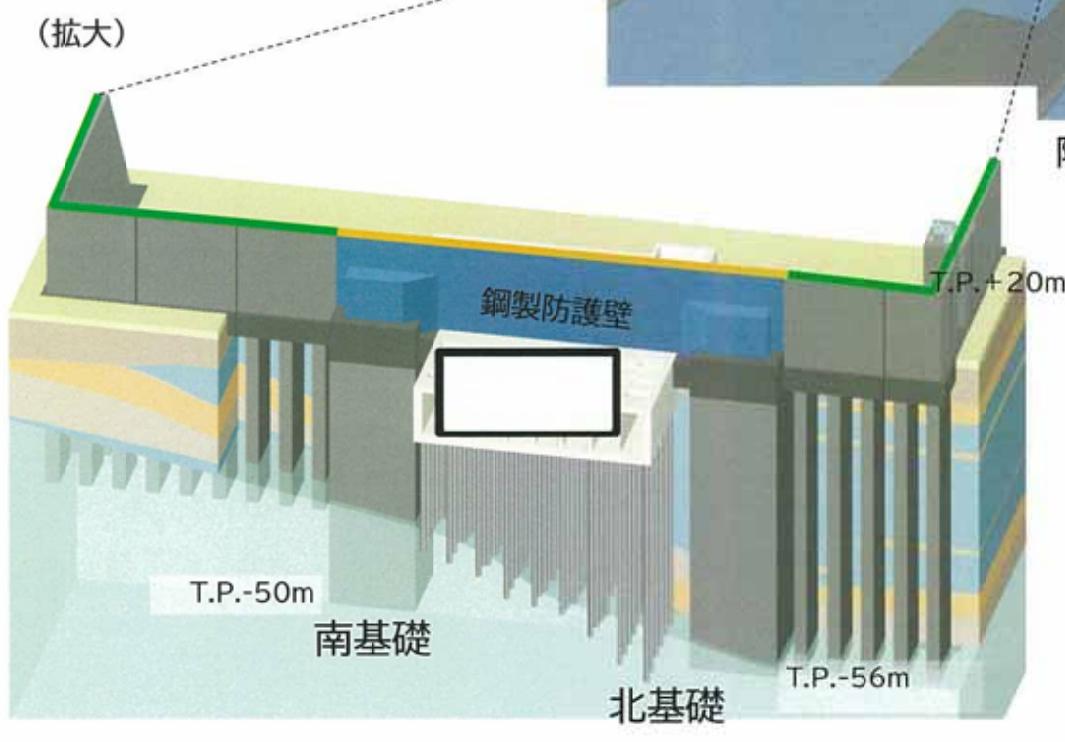
# 目 次

---

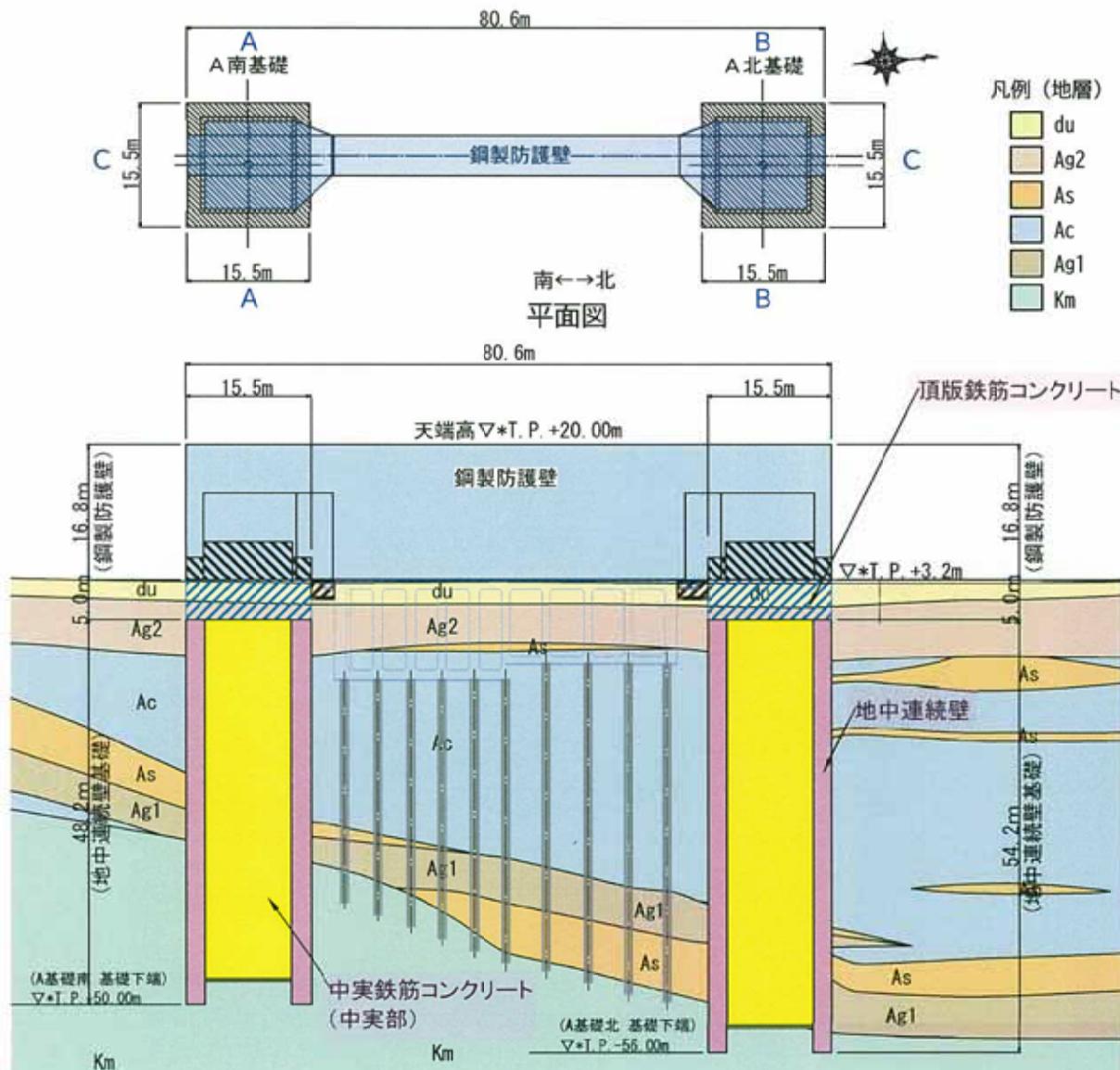
1. 防潮堤（鋼製防護壁）の概要
2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策
  - (1) 不具合事象の概要
  - (2) 不具合事象に対する対策（設計変更）
  - (3) 設計変更後の防潮堤基礎としての成立性
  - (4) その他（品質向上を目的とした設計変更）
3. 防潮堤（鋼製防護壁）の設計変更に係る耐震耐津波評価
  - (1) 不具合事象を考慮した設計変更に係る耐震耐津波評価の概要
  - (2) 設計変更を考慮した耐震耐津波評価の方針
  - (3) 設計変更を考慮した地中連続壁基礎の耐震耐津波評価の結果
  - (4) 設計変更を考慮した耐震耐津波評価の結果

# 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の概要（1／4）

防潮堤（鋼製防護壁）は、既設構造物を横断して設置する構造であり、既設構造物の南北に鉄筋コンクリート造の基礎を設置し、鋼製の上部工と接続し一体化する門型の防潮堤である。



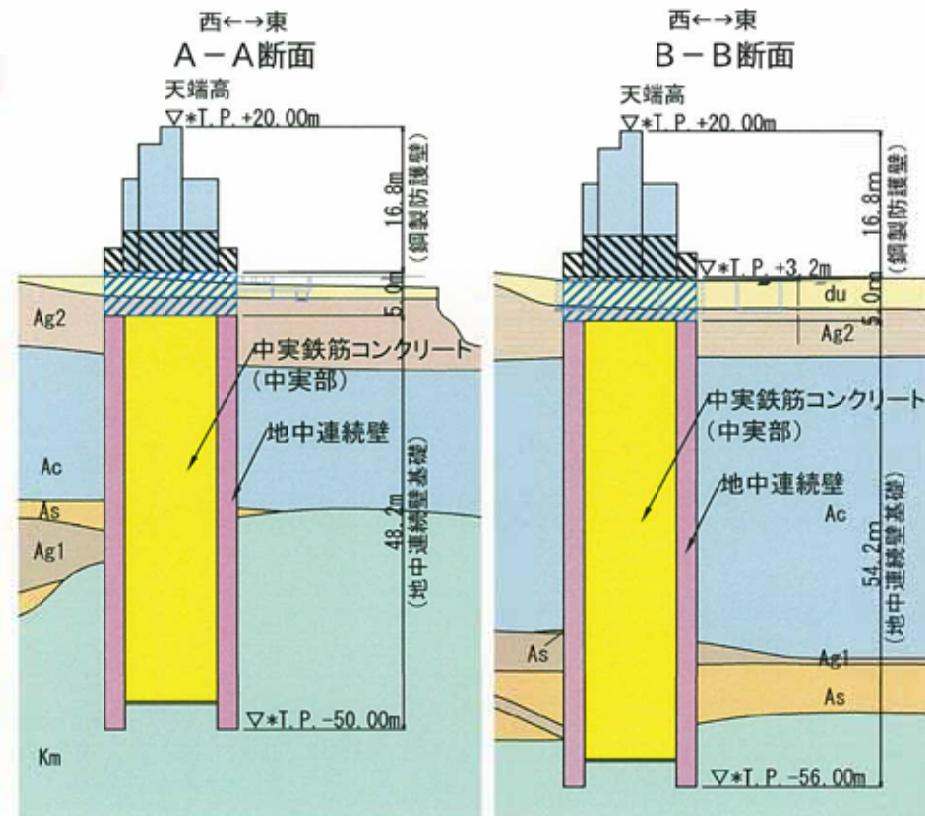
# 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の概要 (2/4)



鉛直断面図 (C-C断面)

鋼製防護壁の基礎の構築は以下の手順で実施

1. 地中連続壁部を地上より構築
2. 地中連続壁部を土留めとして中実部を掘削
3. 掘削後下端より中実鉄筋コンクリートを地中連続壁部と一体化するよう構築
4. 同上部に頂版鉄筋コンクリートを構築

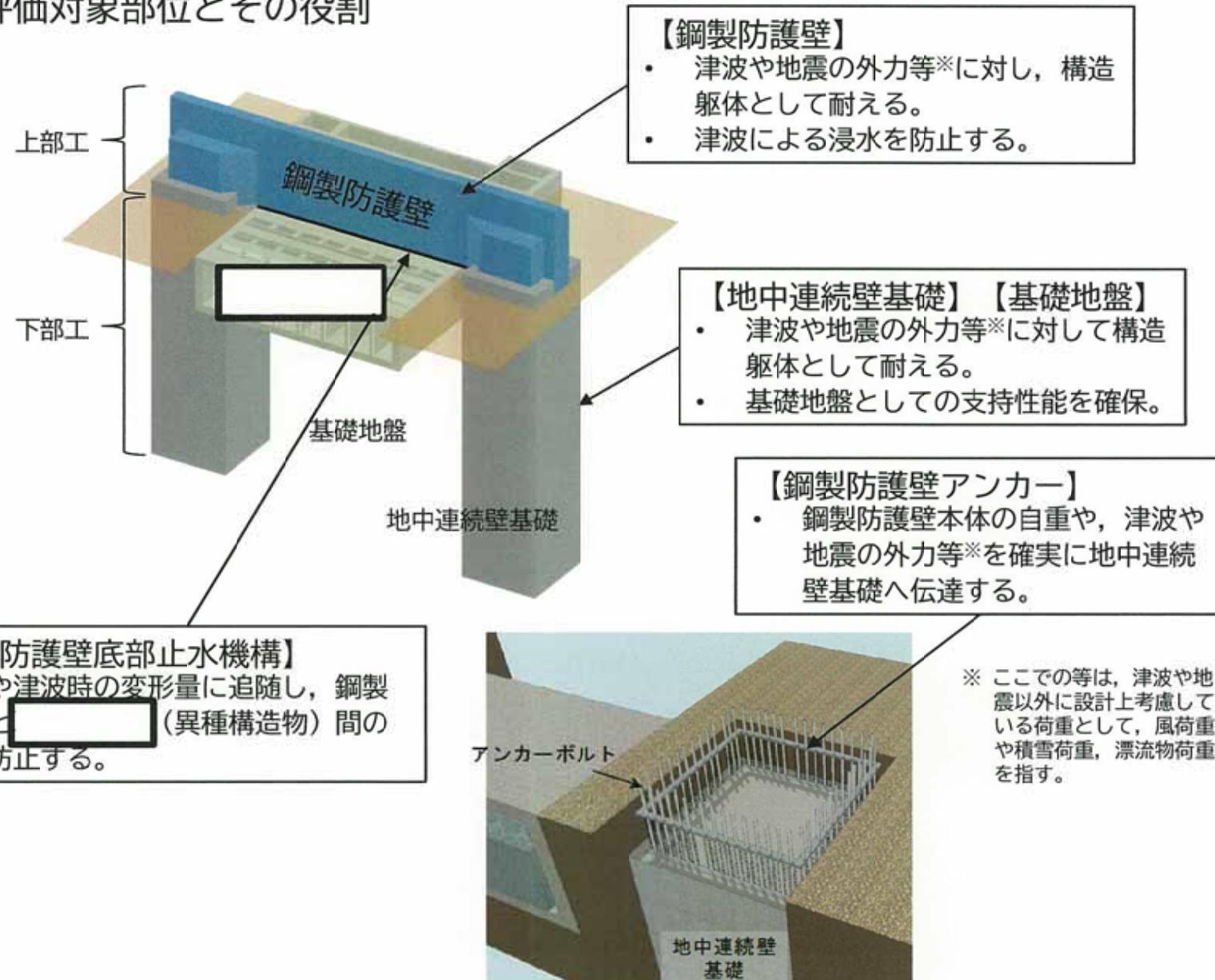


鉛直断面図 (左: A-A断面, B-B断面)

# 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の概要 (3/4)

## ■防潮堤（鋼製防護壁）の評価対象部位とその役割

津波防護施設として防潮堤に求められる要求機能は、繰返しの来襲を想定した入力津波に対して浸水を防止すること、基準地震動 Ss及び津波の外力に対し要求される機能を損なう恐れがないよう構造物全体として十分な構造強度と変形能力を有することである。

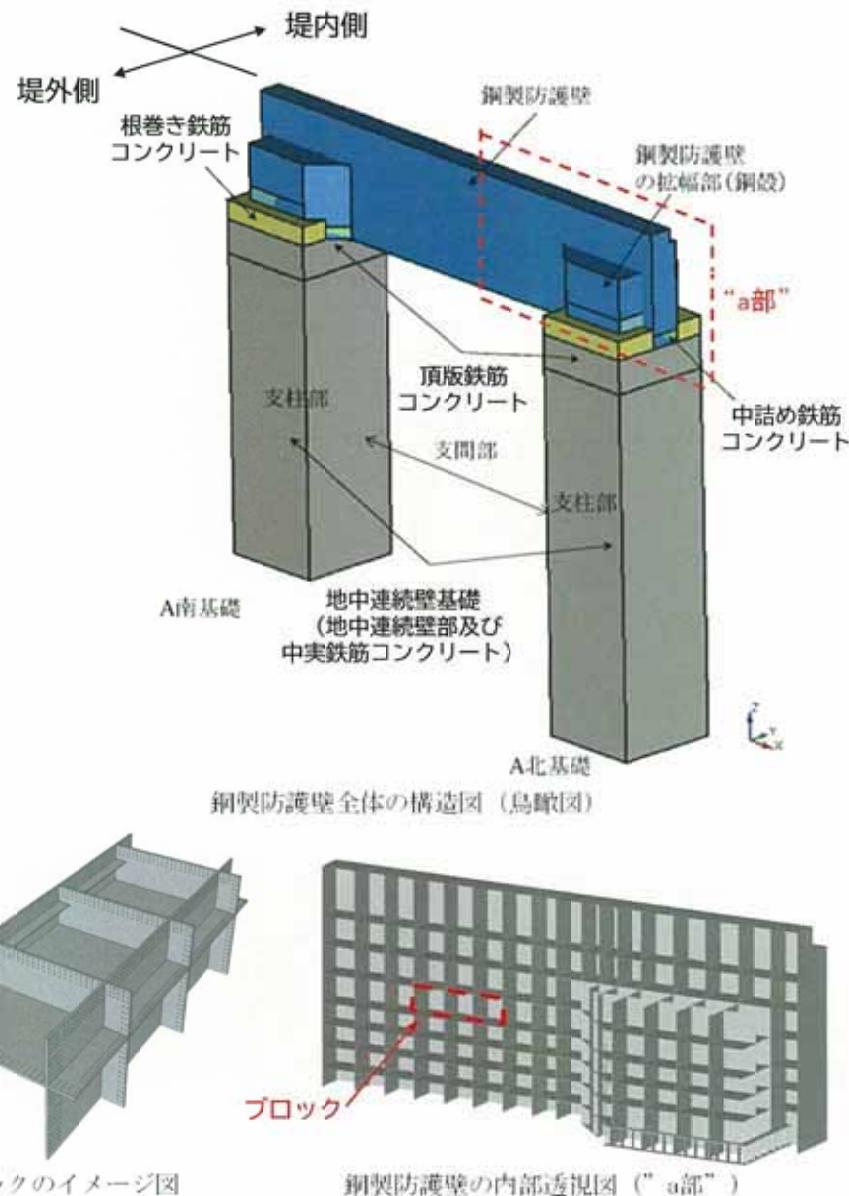


# 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の概要 (4/4)

## ■防潮堤（鋼製防護壁）の構成部位と役割（詳細）

区分	分類	構成	各部位の役割
上部工	鋼製防護壁	鋼製防護壁	津波や地震の外力等※に抵抗する。津波による浸水を防止する。
		鋼製防護壁の拡幅部（鋼殻）	基礎上部の範囲を拡幅することにより、下部工応力の低減とアンカーボルトの配置エリアを確保する。
		中詰め鉄筋コンクリート	鋼殻内部の鉄筋コンクリートで、下部工周辺の鋼殻応力の低減と上部工からのせん断力と水平回転モーメント（水平トルク）を基礎頂版に伝達する。
接合部	アンカーボルト	—	上部工からの引抜き力を地中連続壁基礎頂版鉄筋コンクリートに伝達する。
下部工	地中連続壁基礎 (A北, A南)	頂版鉄筋コンクリート	地中連続壁基礎の上部に構築する鉄筋コンクリート版で、鋼製防護壁からの荷重を地中連続壁基礎に伝達する。アンカーボルト、中詰め鉄筋コンクリート、地中連続壁及び中実鉄筋コンクリート内の鉄筋を定着させる。
		地中連続壁部 (鉄筋コンクリート)	基礎外面を形成し基礎の主要部材となる。
		中実鉄筋コンクリート	地中連続壁内部の鉄筋コンクリートで、地中連続壁と一体となって発生断面力を負担する。
部材 非構造	根巻き鉄筋コンクリート	—	アンカーボルト頭部の防食などを目的とした鉄筋コンクリート。非構造部材として設計する。

※ ここで等は、津波や地震以外に設計上考慮している荷重として、風荷重や積雪荷重、漂流物荷重を指す。



## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（1／8）

### （1）不具合事象の概要

地中連続壁部構築後、中実部の掘削により、地中連続壁部にコンクリートの未充填及び鉄筋の変形、脱落、欠損（以下、「変形等」という）を確認した。南北基礎における不具合事象の発生の状況を下表に示す（詳細は参考資料1, 2, 3参照）。

不具合事象の確認結果

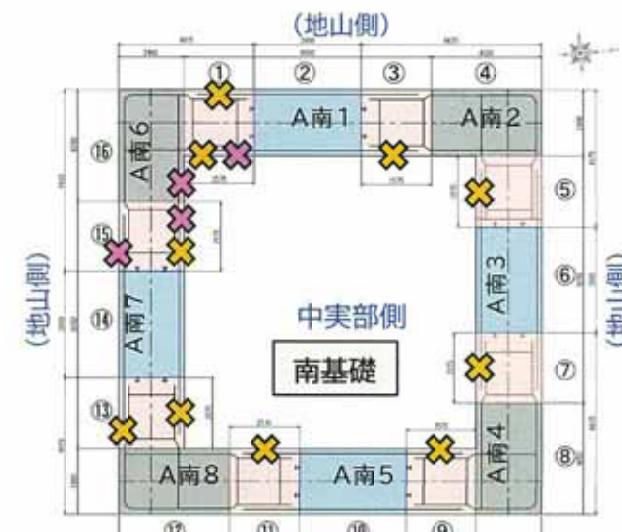
区画	不具合項目	コンクリートの未充填	鉄筋（水平鉄筋）の変形等
南基礎	中実部側	全ての剛結継手部の区画で確認	①, ⑯の区画で確認
	地山側	剛結継手部①, ⑬の区画で確認 (最大16cmの未充填)	⑯の区画で確認 (保守的に想定※1)
北基礎	中実部側	全ての剛結継手部の区画で確認	①③⑤⑦⑨⑪⑯の区画で確認※2
	地山側	剛結継手部①, ③, ⑯の区画で確認 (最大15cmの未充填)	①, ⑯の区画で発生 (保守的に想定※1) ※2

※1 施工記録から保守的に想定（参考資料2. (2) 参照）

※2 北基礎ではA北4にて鉄筋の高止まり（鉄筋カゴが所定の深度に設置できない事象）が発生している。

不具合事象の確認方法

	コンクリートの未充填	鉄筋の変形等
中実部側	目視観察	目視観察
地山側	音響探査, コア採取	超音波記録, モックアップ試験に基づく評価



## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（2／8）

### （2）不具合事象に対する対策（設計変更）

当初設計と同等以上の安全性を確保すべく、以下の基本的考え方に基づき、設計変更を行う。

#### 【基本的考え方】

- ・コンクリートの充填、鉄筋の補修が可能な中実部側は、コンクリートの充填、鉄筋補修を行う（なお、補修した鉄筋のせん断耐力は期待しない）。
- ・コンクリートの充填、鉄筋の補修が困難な地山側は、評価においてコンクリート及び鉄筋の欠損を想定した上で、中実部に必要な鉄筋を追加（補強）する。
- ・設計目標として、当初設計と同等以上の構造強度を確保する。

#### 【補強の方針】

- ・基本的考え方に基づく補強の方針は以下の通りとする。

#### 中実部への補強の方針

不具合の種類	場所	基礎の耐力評価上の扱い	中実部の補強	備考
コンクリートの未充填	地山側	コンクリート未充填部のコンクリートのせん断耐力欠損	せん断補強筋の追加	★
		コンクリート未充填部に位置する鉄筋の欠損	主鉄筋（鉛直鉄筋）の追加 せん断補強筋の追加	
	中実部側	コンクリートを充填することで、耐力は現設計どおり（欠損しない）	中実部構築時に充填	
鉄筋の変形等	地山側	せん断補強筋のせん断耐力欠損	せん断補強筋の追加	★と兼ねる
	中実部側	せん断補強筋のせん断耐力欠損	せん断補強筋の追加	注

注：水平鉄筋は主筋（鉛直鉄筋）の配力筋を兼ねることから、中実部側の変形等が確認されている鉄筋に対して補修（取替）または同仕様鉄筋の追加設置を行う。

北基礎の調査については、コンクリート未充填が発生しやすいと考えられる粘性土が存在する層（T.P.-40m）までの掘削を終えているが、引き続き調査を継続し、現在の評価条件を見直す必要が確認されれば対応していく。

## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（3／8）

### （2）不具合事象に対する対策（設計変更）…部位ごとの設計変更方針

#### a. 地山側に想定した不具合

【対策】・前頁の考えに基づき、中実部にて鉄筋を現計画に追加して配置する。

【設計】・中実部にて補強した鉄筋が有する耐力を考慮する。  
…①

・地山側の全ての剛結継手部区間にコンクリートの未充填部（調査結果に保守性を持たせ、厚さ20cmの欠損を地中連続壁部の天端から下端に一律に設定）を想定する。この未充填部の鉛直鉄筋と地山側の全ての水平鉄筋（せん断補強筋）は構造強度として考慮しない。…②

・未充填部以外の鉛直鉄筋は構造強度として考慮する。…③

#### b. 中実部側に想定した不具合

【対策】・コンクリートの未充填部はコンクリートを充填する。鉄筋の変形等は補修する。

【設計】・未充填部は充填されるため中実部側のコンクリートは欠損とは扱わない。…④

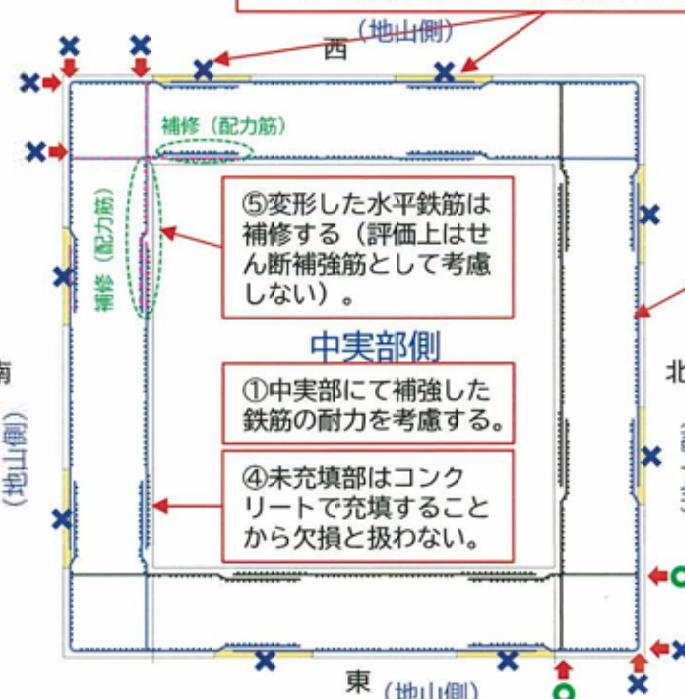
・変形等を確認した鉄筋は補修しても、構造強度（せん断補強筋）としては考慮しない。…⑤

・北基礎は調査が完了していないことを踏まえ、中実部側の全てのせん断補強筋（水平鉄筋）を構造強度（せん断補強筋）として考慮しない。

#### （例）

##### 南基礎

- ②地山側の全ての剛結継手部区間に對し以下を想定  
・コンクリートの未充填として20cmの欠損を想定。  
(地中連続壁部の天端から下端まで一律)  
・同範囲に係る主鉄筋（鉛直鉄筋）、せん断補強筋  
(水平鉄筋)は評価上は考慮しない。



③鉛直鉄筋に損傷ではなく、地山側の剛結継手部のコンクリートの未充填以外の主鉄筋（鉛直鉄筋）、水平鉄筋は健全である。評価では主鉄筋（鉛直鉄筋）は構造強度として考慮する。

不具合事象の設計上の扱い

## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（4／8）

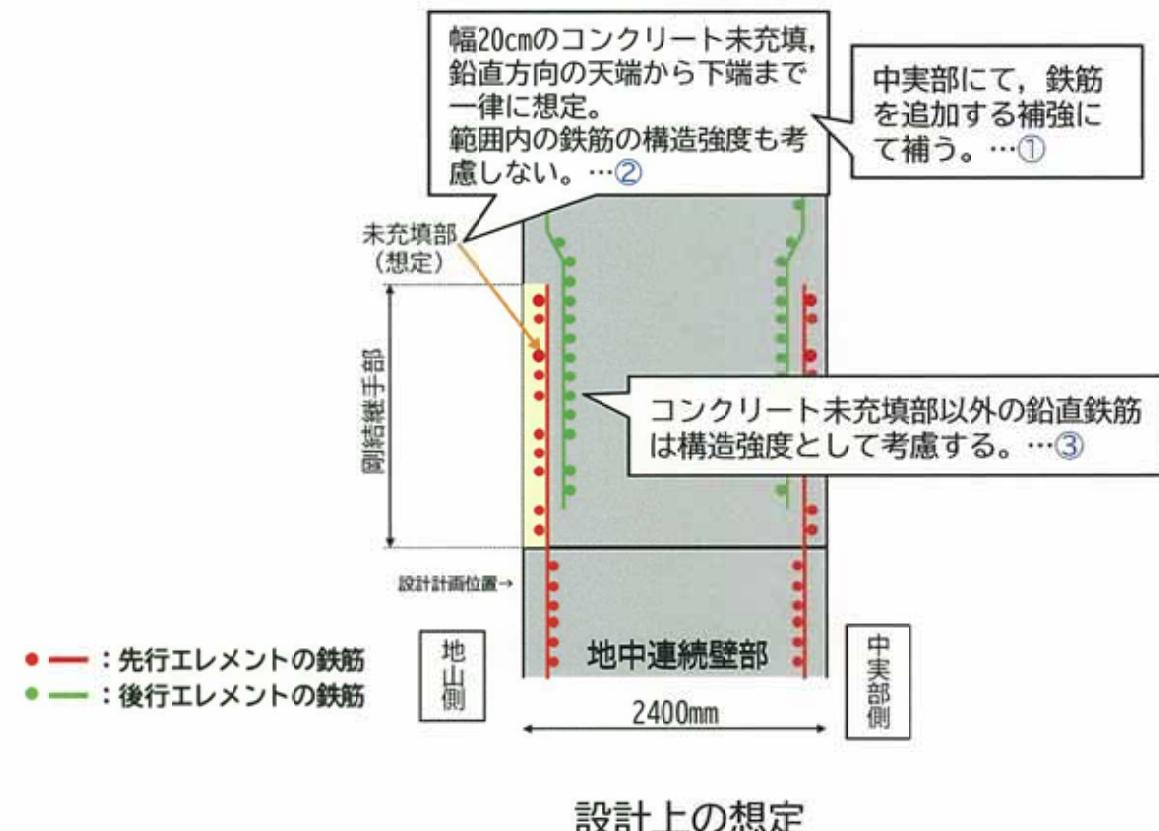
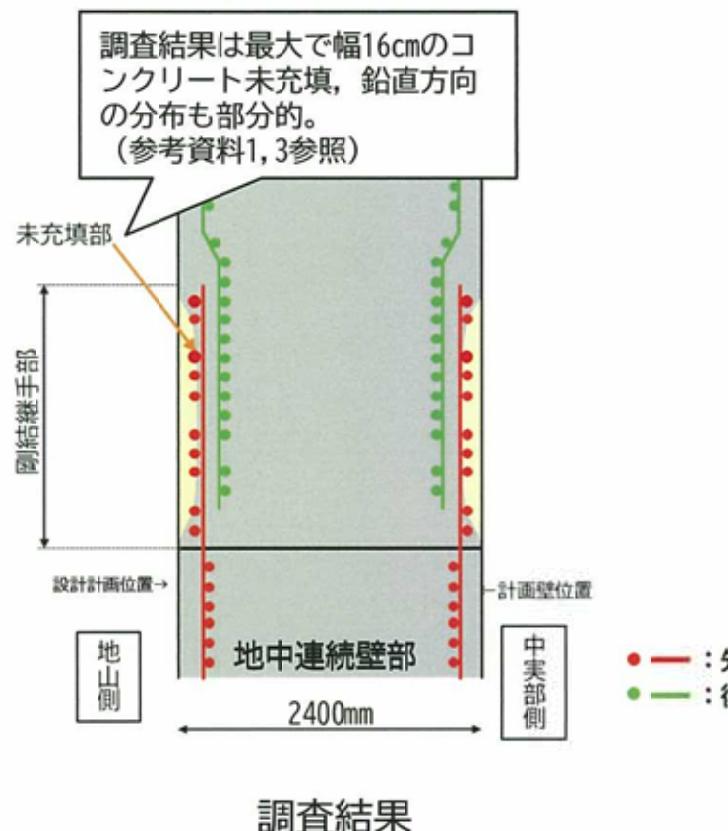
### (2) 不具合事象に対する対策（中実部での補強及び補修による設計変更）

#### a. 地山側に想定した不具合

【対策】・中実部への補強の方針に基づき、中実部にて鉄筋を現計画に追加して配置する。…①

【設計】・中実部にて補強した鉄筋が有する耐力を考慮する。…①

- ・地山側の全ての剛結継手部区間にコンクリートの未充填部（調査結果に保守性を持たせ、厚さ20cmの欠損を地中連続壁部の天端から下端に一律に設定）を想定する。この未充填部の鉛直鉄筋と地山側の全ての水平鉄筋（せん断補強筋）は構造強度として考慮しない。…②
- ・未充填部以外の鉛直鉄筋は構造強度として考慮する。…③



## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（5／8）

### （2）不具合事象に対する対策（中実部での補強及び補修による設計変更）

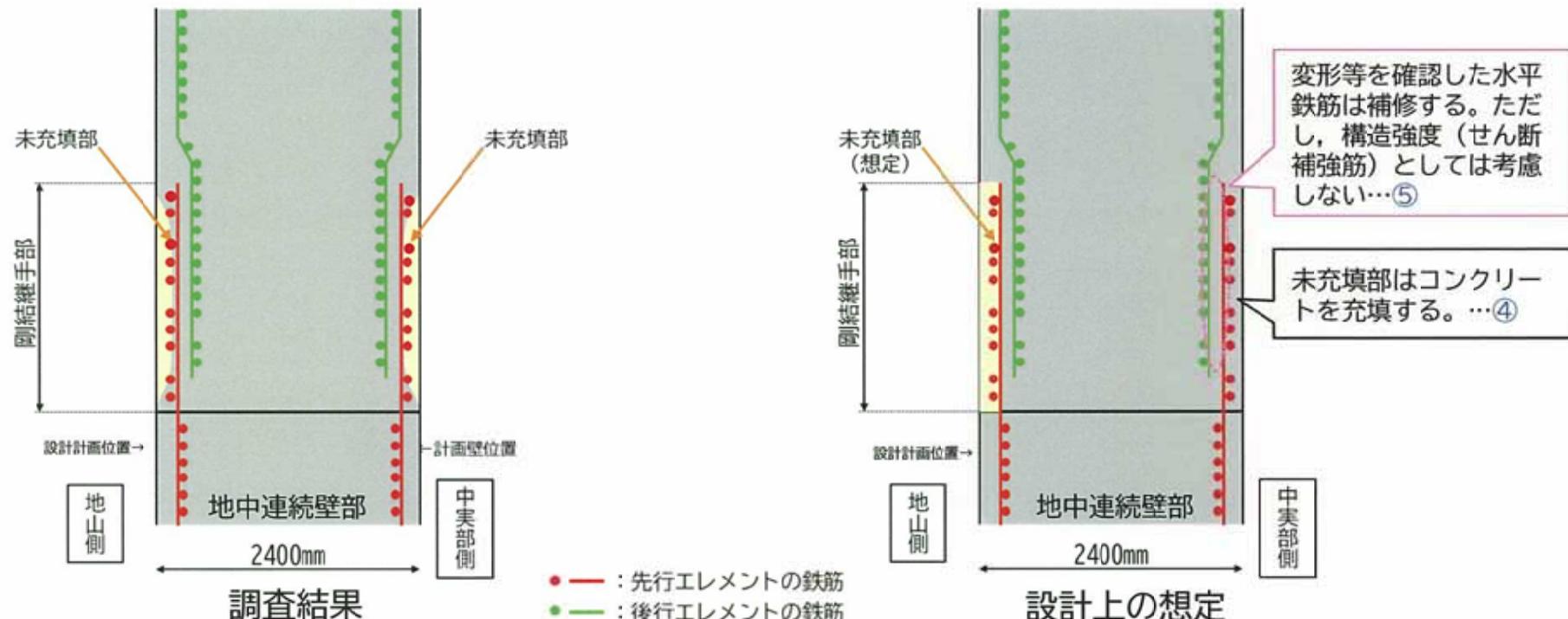
#### b. 中実部側に想定した不具合

【対策】・コンクリートの未充填部はコンクリートを充填する。鉄筋の変形等は補修する。

【設計】・未充填部は充填されるため中実部側のコンクリート未充填とは扱わない。…④

・変形等を確認した水平鉄筋は補修しても、構造強度（せん断補強筋）としては考慮しない。…⑤

・北基礎は調査が完了していないことを踏まえ、中実部側の全てのせん断補強筋（水平鉄筋）を構造強度（せん断補強筋）として考慮しない。



#### c. 設計目標

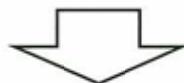
既認可の工事計画と同等以上の安全裕度とする。

## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（6／8）

### （3）設計変更後の防潮堤基礎としての成立性

鋼製防護壁の基礎を設計変更するにあたり、各種指針に照らして鉄筋コンクリートとしての成立性について確認した。

	確認事項	対策・適合性
設計方針	<ul style="list-style-type: none"><li>部材設計：許容応力度以内</li><li>補強する鉄筋：鉛直鉄筋、せん断補強鉄筋の中実部への追加配置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>既工認と同様、弾性範囲内の設計とする</li><li>既工認の安全裕度と同等以上になるよう配置する</li></ul>
配筋細目	<ul style="list-style-type: none"><li>軸方向鉄筋のあき（柱）：40mm以上、粗骨材の最大寸法の4/3倍以上、鉄筋直径の1.5倍以上</li><li>最小鉄筋量：コンクリート断面積の0.8%以上の軸方向鉄筋を配置、引張鉄筋比0.2%以上</li><li>最大鉄筋量：コンクリート断面積の6%以下、釣合鉄筋比の75%以下</li></ul>	コンクリート標準示方書、道路橋示方書IVに基づく配筋を行う。
	他	



今回の構造変更は、地中連続壁部で構造強度として期待できない鉄筋を中実部で補強するものである。  
上記の配筋細目を考慮することを踏まえ、構造変更は問題ないことを確認した。

## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策（7／8）

### （3）設計変更後の防潮堤基礎としての成立性…南基礎の例

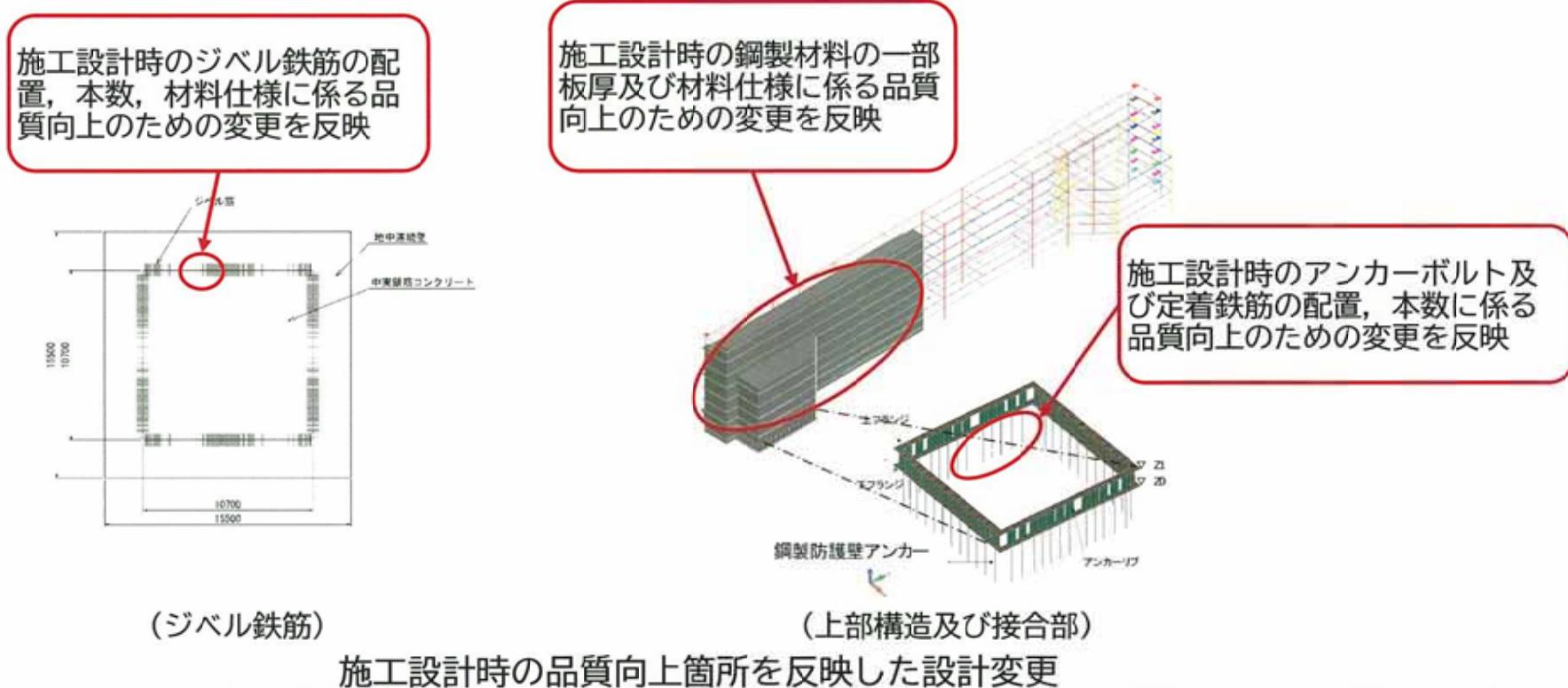
下図の鉄筋補強対策は、剛結縫手部のコンクリート未充填部を保守的に50cmとした場合でも成立する配筋とした。

## 2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策 (8/8)

### (4) その他（品質向上を目的とした設計変更）

地中連続壁部の不具合事象を考慮した設計変更箇所に加え、既工事計画の認可後、施工設計段階に検討していた以下の防潮堤（鋼製防護壁）の各部位における品質向上対策について、今回の不具合事象に伴う設計変更に合わせて取り入れる。

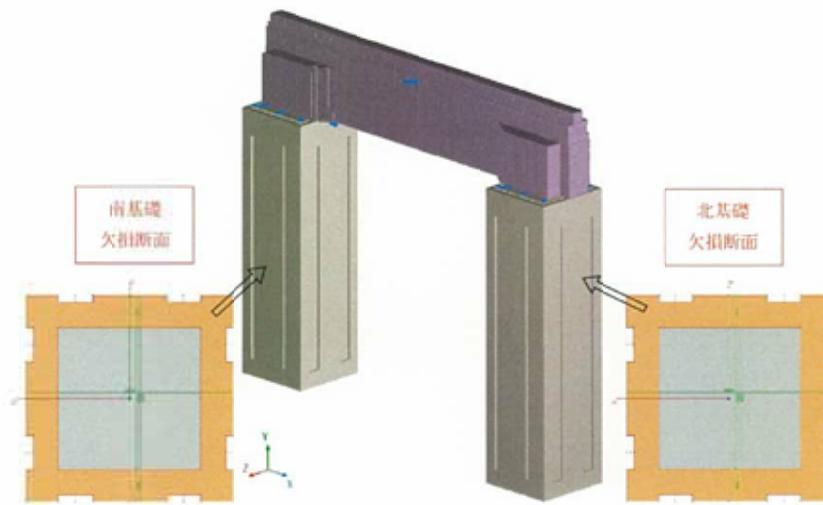
- ・下部工（ジベル鉄筋）の配置や本数、材料仕様の見直し【設置作業上の安全性確保を考慮した施工品質の向上】
- ・上部工（鋼製防護壁）の板厚や材料仕様の見直し【工場製作時の高強度の材料仕様範囲の拡大（溶接個所の低減）による施工品質の向上】
- ・接合部（アンカーボルト）の配置や本数の見直し【施工品質の向上】



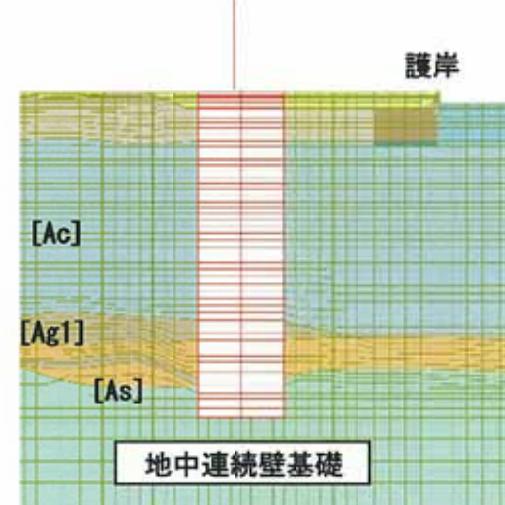
### 3. 防潮堤（鋼製防護壁）の設計変更に係る耐震耐津波評価（1／4）

#### （1）不具合事象を考慮した設計変更に係る耐震耐津波評価の概要

- コンクリートの未充填及び鉄筋の変形等の不具合事象を考慮し、解析評価断面の見直しを実施する。
- 地中連続壁部に対して深さ0.2m×幅2.5mの断面欠損を両基礎とも8箇所ずつ設定。コンクリートの未充填により断面積および断面二次モーメントが低下するため、線形はり要素の断面性能に反映し、曲げ剛性、せん断剛性、軸剛性の低下を考慮する。
- また、各部材の照査においては、数量や配置の変更を考慮し、前頁に記載する品質向上を目的とした設計変更も合わせて考慮する。



断面	断面積 (m <sup>2</sup> )	断面二次モーメント (m <sup>4</sup> )
健全（既工認）断面	240.25	4810.00
設計変更断面	236.16 (健全断面の98.3%)	4666.32 (健全断面の97.0%)



不具合事象を考慮したコンクリート未充填部の解析モデルへの反映

コンクリートの未充填により断面積および断面二次モーメントが低下するため、線形はり要素の断面性能に反映し、曲げ剛性、せん断剛性、軸剛性の低下を考慮する。

### 3. 防潮堤（鋼製防護壁）の設計変更に係る耐震耐津波評価（2／4）

#### （2）設計変更を考慮した耐震耐津波評価の方針

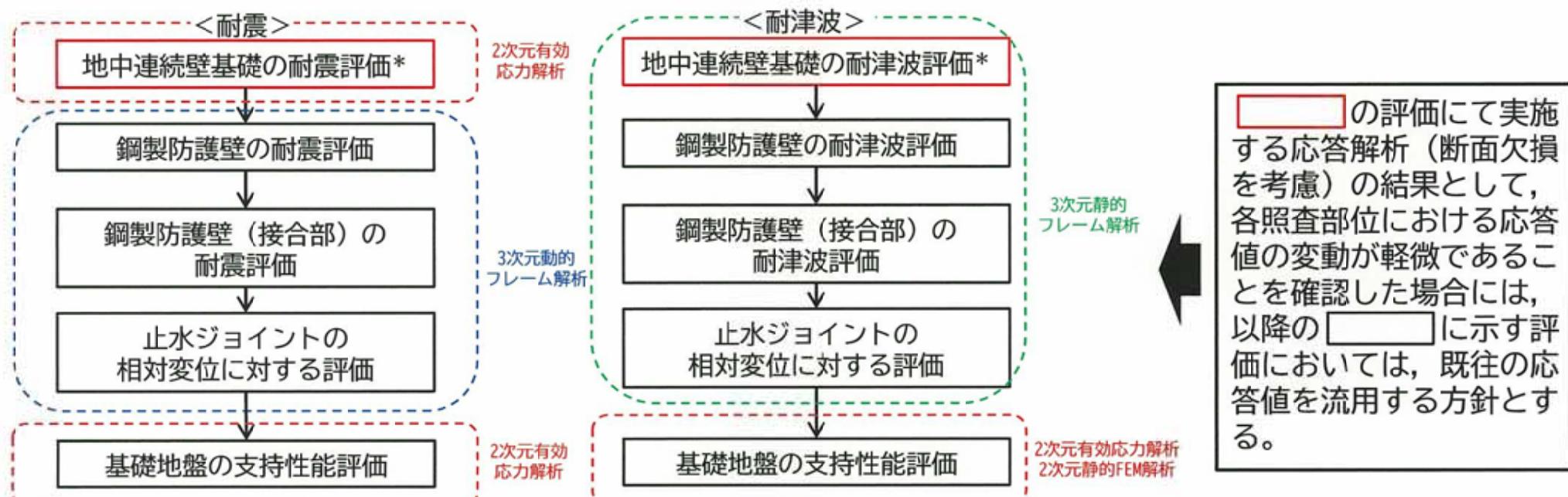
今回の設計変更を考慮した耐震耐津波評価を実施するための方針は、平成30年10月に認可を受けた耐震及び耐津波評価方針と同様とすることを基本とする。ただし、各評価における検討ケース及び応答解析モデルについては、各設計変更による耐震及び耐津波評価への影響程度を考慮し、以下のような取扱いとする。

##### ①耐震及び耐津波評価における検討ケース

耐震及び耐津波評価における検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐震及び耐津波評価における各部材の最大照査値に対応したケース（地震動及び地盤物性のばらつきの組合せ）とする。

##### ②各応答解析モデルの変更について

不具合事象に対応した断面欠損を考慮することで、地中連続壁基礎の応答解析モデルが変更となるが、各照査対象部位への影響程度を考慮し、影響程度が軽微である場合は、以下のフローに示すとおり、既往の応答値を流用して健全性評価を実施する。



注記 \*構造物の応答解析モデルに影響を与える項目として、地中連続壁基礎の断面欠損を考慮する。

なお、鋼製防護壁の仕様変更に伴う重量増分は極めて小さく（1%未満）、設計重量の切り上げに包絡される結果となった。

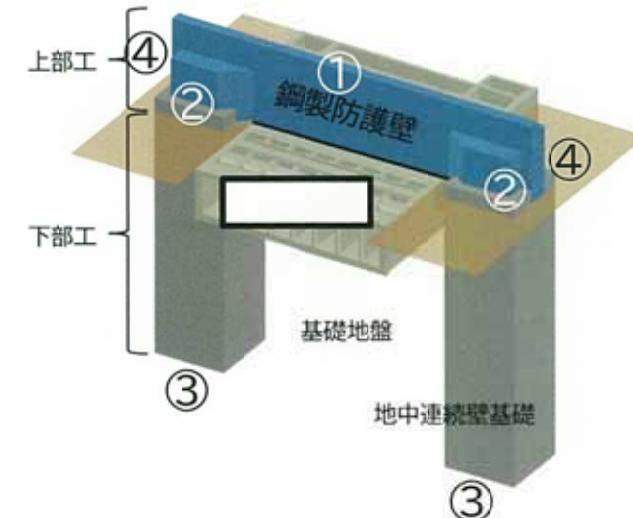
### 3. 防潮堤（鋼製防護壁）の設計変更に係る耐震耐津波評価（3／4）

#### （3）設計変更を考慮した地中連続壁基礎の耐震耐津波評価の結果

不具合事象に対応した断面欠損を考慮することで、地中連続壁基礎の応答解析モデルが変更となるが、既工認における地中連続壁基礎の応答解析モデルでの応答と比較し、各照査対象部位への影響程度について確認を行った。

##### ①上部工（鋼製防護壁）への影響

- ・基礎天端の相対変位は1%未満※の変動
- ・基礎天端の加速度応答スペクトルは1%未満※の変動
- ・上部工の断面力（軸力・せん断力・曲げモーメント）は1%未満※の変動



##### ②接続部への影響

- ・アンカーボルト照査用断面力は1%未満の変動
- ・頂版鉄筋コンクリート及び中詰め鉄筋コンクリートの照査用断面力は1%未満※の変動



##### ③基礎地盤の支持性能への影響

- ・最大接地圧は1%未満※の変動

##### ④相対変位への影響（止水性への影響）

- ・防潮堤（鋼製防護壁）と隣接する構造物間の相対変位は1%未満※の変動

※ 現状の耐震及び耐津波評価における設計裕度を踏まえ、1%は照査結果に影響のない十分に小さな変動。

地中連続壁基礎の耐震耐津波評価を実施した結果、各照査部位における応答値の変動が軽微であることを確認した。

### 3. 防潮堤（鋼製防護壁）の設計変更に係る耐震耐津波評価（4／4）

#### （4）設計変更を考慮した耐震耐津波評価の結果

今回の設計変更を考慮した耐震耐津波評価の結果、防潮堤（鋼製防護壁）の各構造部材について、基準地震動または基準津波等による荷重に対し、原設計と比較しても全体的に安全裕度が向上していること及び健全性が確保されることを確認した。

評価項目		設計変更後の照査値※1			【参考】 既工認における 各部材の 最大照査値	
		耐震	耐津波			
			津波時※3	重畠時※3		
地中連続壁基礎 に対する照査	コンクリート及び鉄筋の 曲げ軸力照査	0.35	0.38	0.82	0.93	
	鉄筋コンクリートの せん断力照査	0.73	0.55	0.77	0.90	
	ジベル鉄筋量の照査	0.94	0.69	0.96	0.96	
鋼製防護壁に対する照査		0.82	—	0.68	0.97	
鋼製防護壁 (接合部) に対する照査	アンカーボルトの 照査	0.90	—	0.58	0.94	
基礎地盤の支持性能 に対する照査※2		最大接地圧： 3861kN/m <sup>2</sup> 極限支持力度： 6116kN/m <sup>2</sup>	—	最大接地圧： 3632kN/m <sup>2</sup> 極限支持力度： 6116kN/m <sup>2</sup>	同左	
止水ジョイント部の相対変位量 に対する照査※2		最大変位：1.486m 許容変位：2.00m	最大変位：0.896m 許容変位：2.00m	最大変位：1.129m 許容変位：2.00m	同左	

注記 ※1 各評価項目に対して実施した検討ケースのうち、最大照査値を掲載する。

※2 設計変更による影響程度が軽微であることから、既工認と同様の照査値を掲載する。

※3 津波時及び重畠時に記載の各照査値は、基準津波及び敷地に遡上する津波による照査値のうち最大値である。

## 参考資料

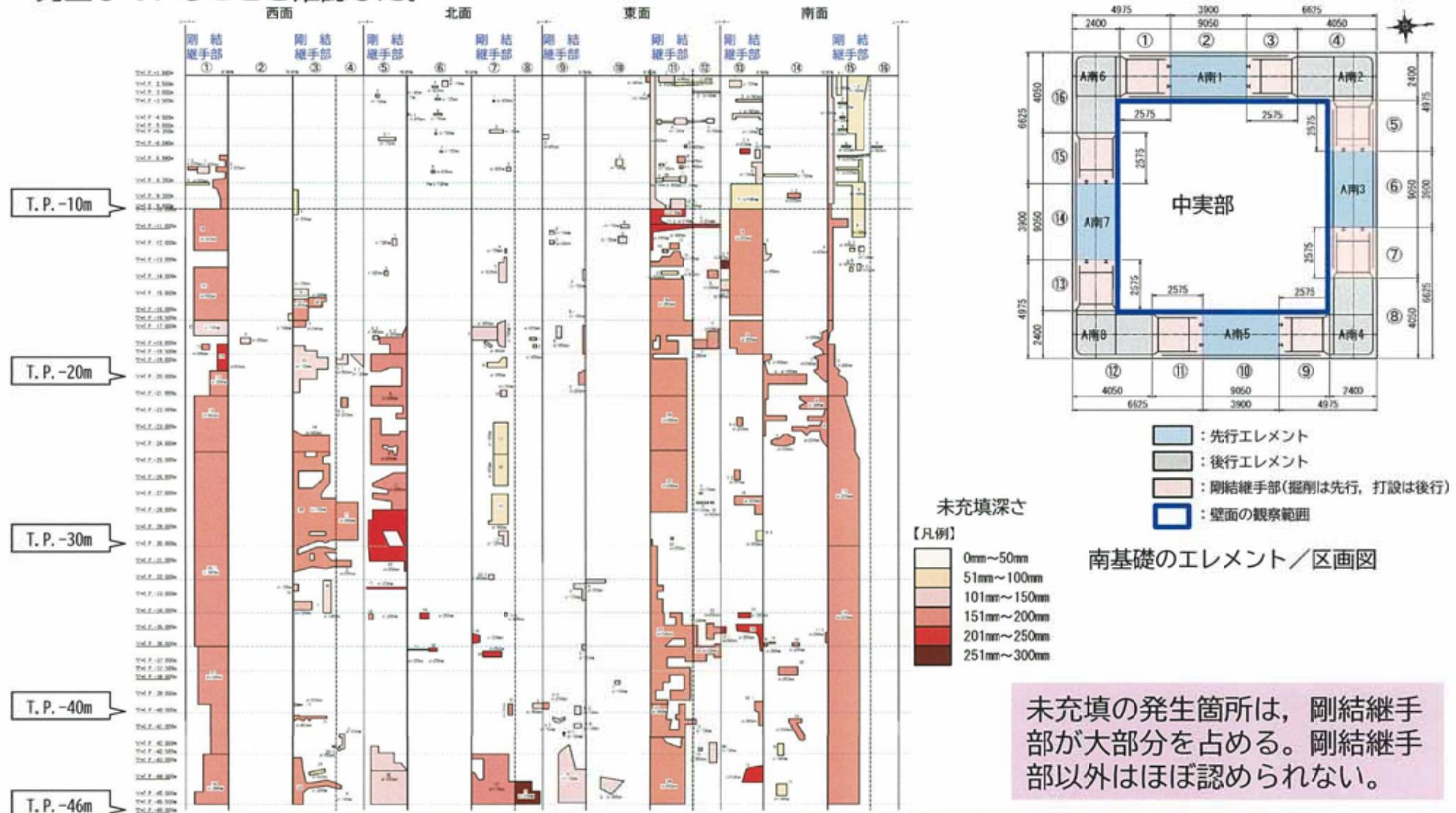
---

1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要
2. 南基礎地中連続壁部で発生した鉄筋の変形等の概要
3. 北基礎の調査結果
4. 不具合事象への対応方針の検討結果
5. 品質向上を目的とした設計変更
6. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム上の位置づけ
7. 南基礎の事象分析
8. 補正手続きの経緯
9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について
10. 既工認における耐震及び耐津波評価フロー

# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (1/8)

## (1) 中実部側壁面の観察結果

南基礎の中実部にて地中連続壁部にコンクリートの未充填（未充填の状況によっては鉄筋の露出）が発生していることを確認した。



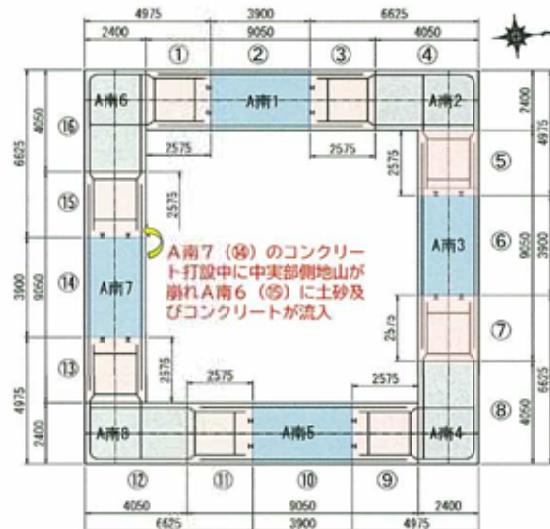
# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (2/8)

## (2) 発生原因

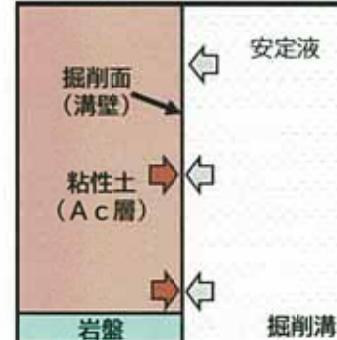
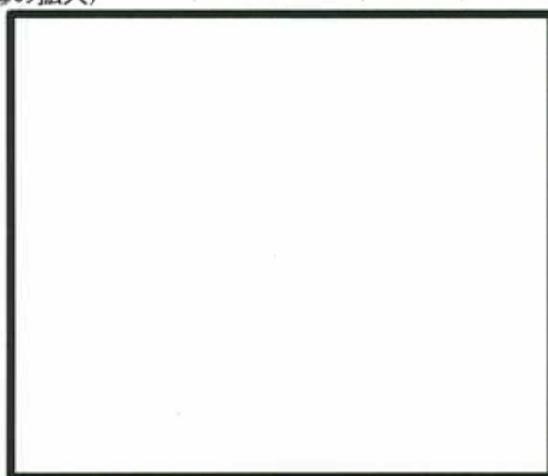
南基礎の未充填部の状況や施工情報を確認した結果、未充填の原因は以下の2点。

1) A南7コンクリート打設時に流入した土砂及び  
コンクリート※の撤去残り ※以降「土砂等」という。

2) 溝壁の粘性土 (Ac層) のはらみ出し及び同土砂の崩落



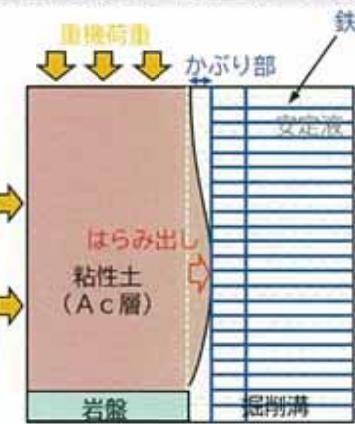
(15)の拡大



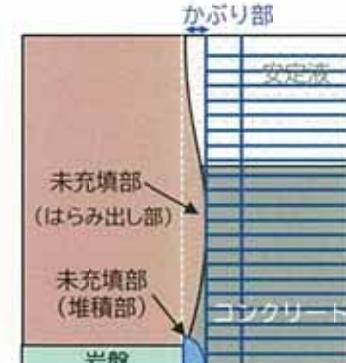
掘削面(溝壁)は安定液の水圧により変形が抑制されている。



はらみ出しが継続し、その一部が下方に崩落し、土砂として堆積する。



施工時の荷重により、地盤が押され溝壁の粘性土が安定液側に変形する(はらみ出す)。



はらみ出し及び崩落・堆積した粘性土がかぶり部に居残り、コンクリートで置き換わらず未充填部が生成される。

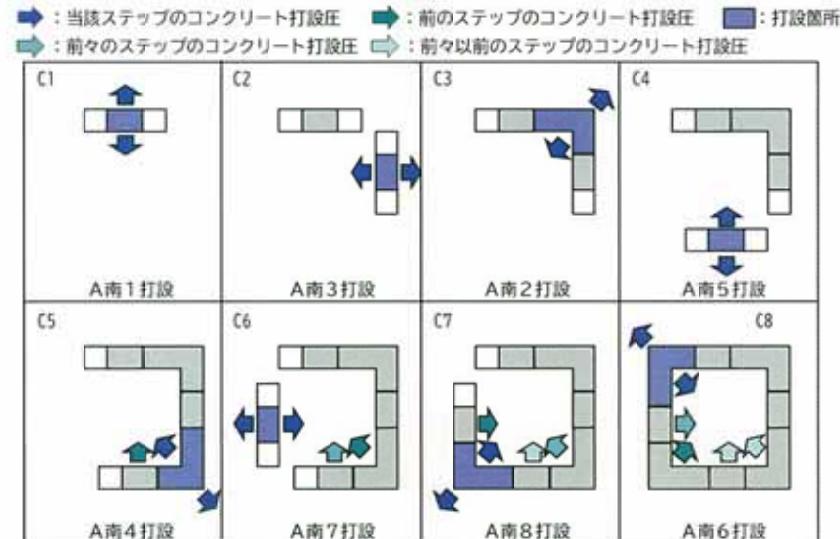
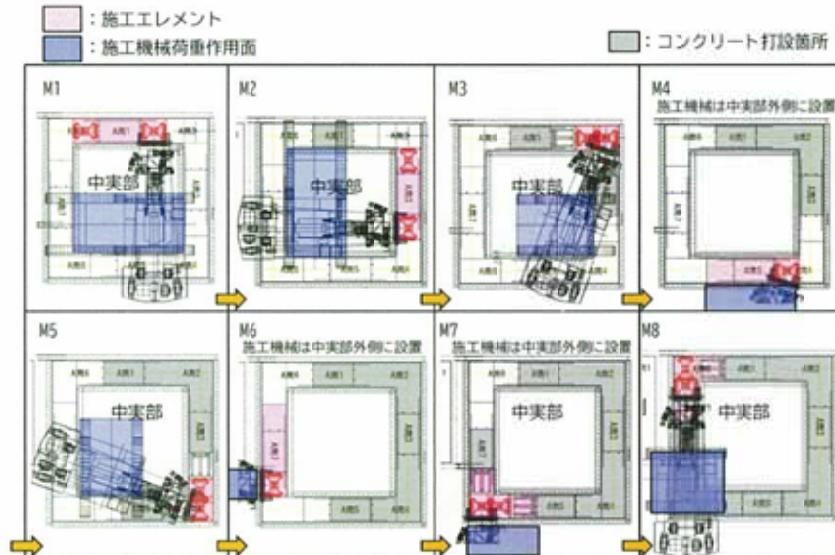
# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (3/8)

## (3) はらみ出しに関する考察

施工記録を再整理した結果、下図に示すように中実部側及び地山側において施工機械（掘削機）の繰り返し荷重が作用していることを確認した。

また、中実部側は各エレメントのコンクリート打設による打設圧が繰り返し作用していたと考えられた。

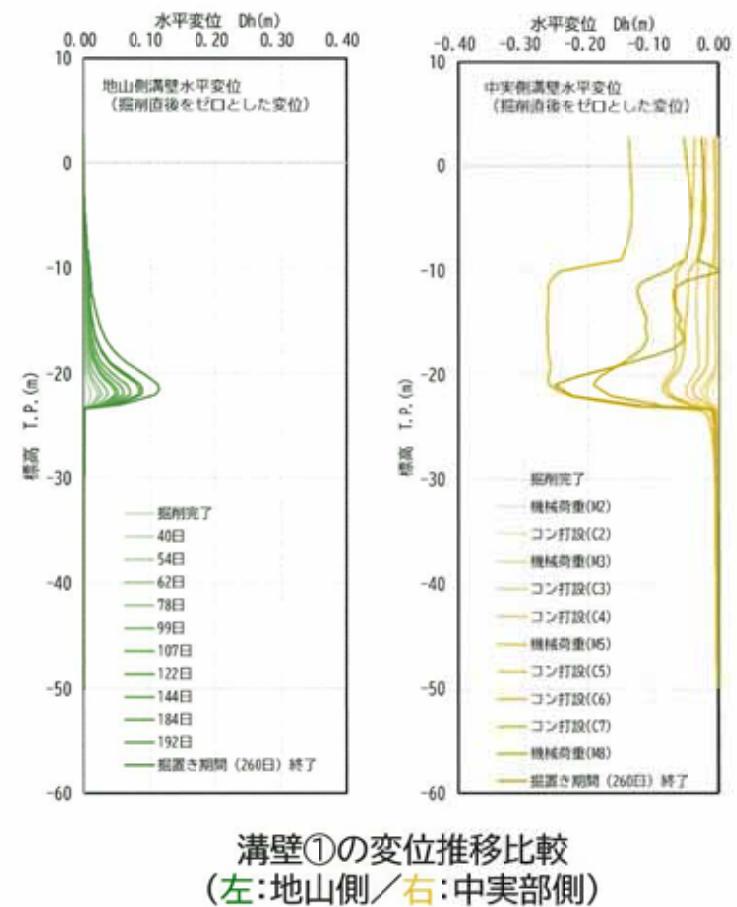
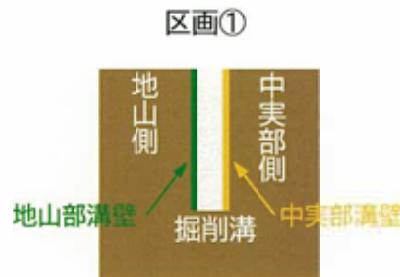
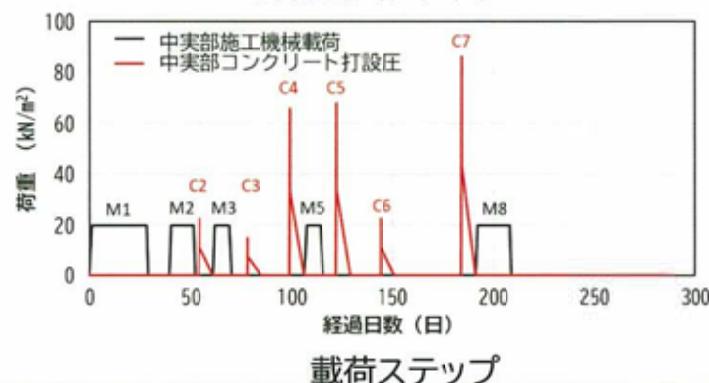
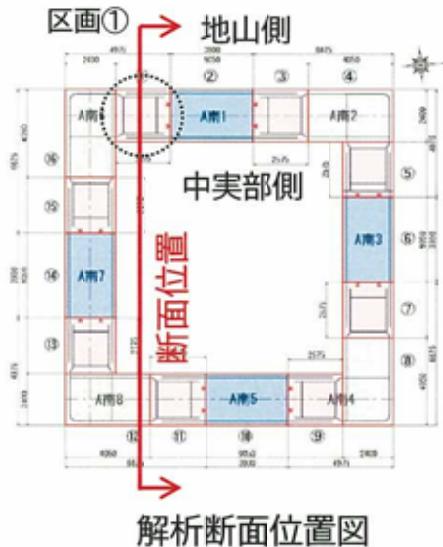
地中連続壁の構築過程において、上記の荷重の繰返し作用が中実部側に内部圧力となって蓄積したこと、が想定される。



# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (4/8)

## (3) はらみ出しに関する考察

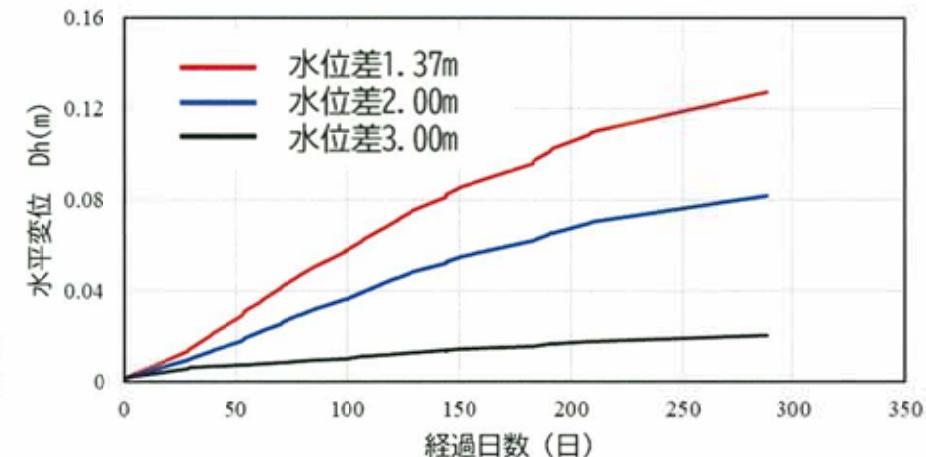
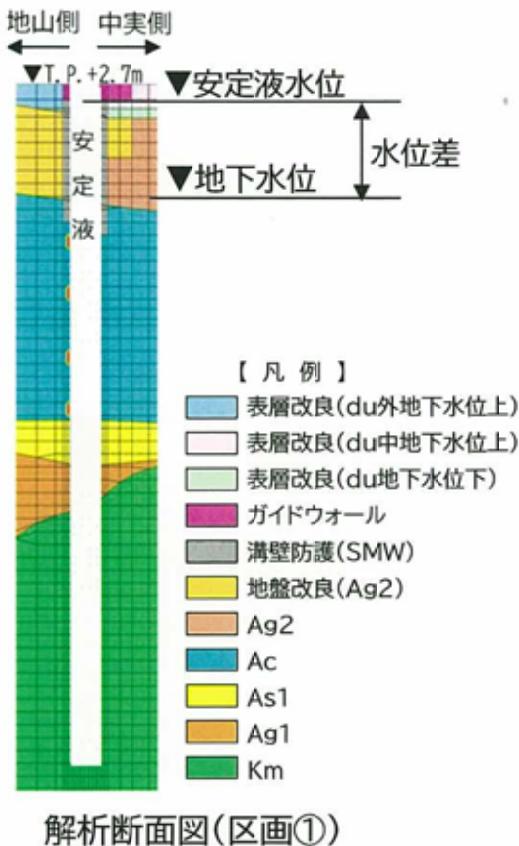
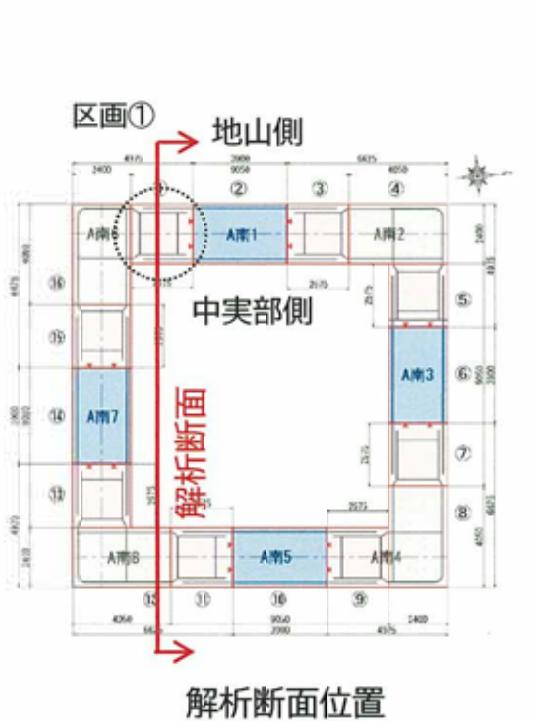
- 解析は、2次元FEM手法を適用し、各土層の構成則は各々の挙動を再現できるモデルとした。
- 粘性土であるAc層は、ひずみ軟化やクリープ、長期間における変形挙動を考慮できる弾粘塑性構成則（関口・太田モデル）にてモデル化し、解析コードは静的・有効応力解析（SoilPlus）を用いた。
- 施工機械やコンクリート打設圧の繰返し作用が、中実部側の内部圧力となって蓄積したこと、中実部側のはらみ出し量が大きくなると考えられる。



# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (5/8)

## (3) はらみ出しに関する考察

- 溝壁のはらみ出し量（水平変位量）に影響を与える要因について、繰返し作用の他、掘削溝の掘置き期間や掘削溝内の安定液と周辺の地下水との水位差（水圧差）に着目した検討を行った。
- 溝壁のはらみ出し量は、掘削溝の掘置き期間や安定液と周辺地下水との水位差（水圧差）にも影響することを確認した。



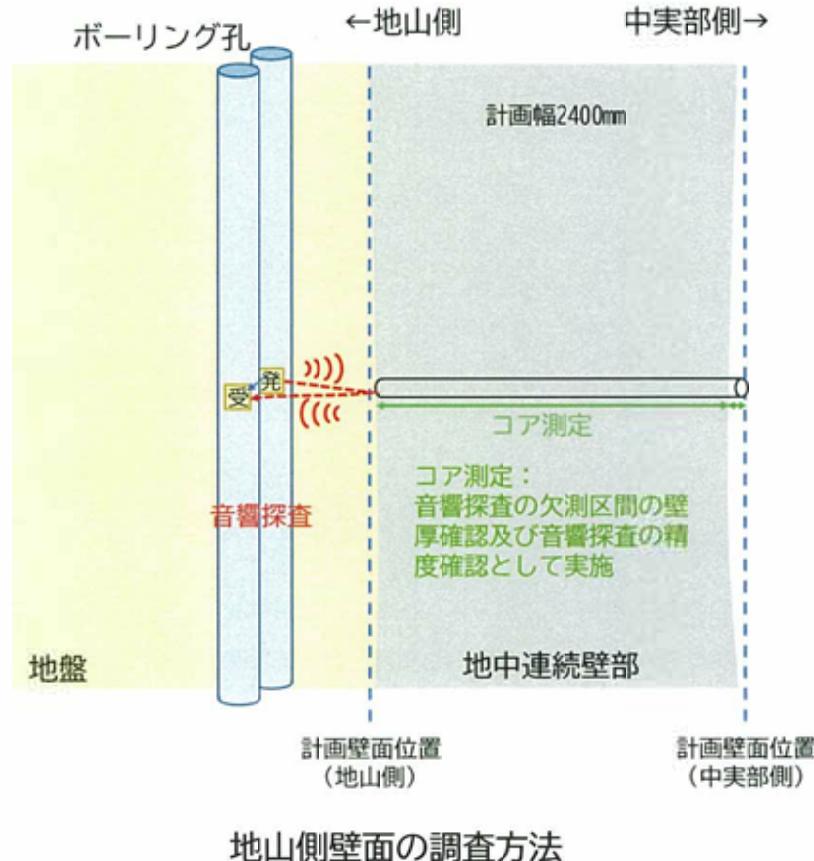
安定液と周辺地下水との水位差(水圧差)が溝壁の水平変位量(最大はらみ出し量)に及ぼす影響

- 掘削溝の掘置き期間（経過日数）が増加するにつれて、溝壁の水平変位も増加していく。
- 掘削溝内と周辺地盤の水位差が大きいほど、溝壁の水平変位は増加しにくくなる。

# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (6/8)

## (4) 地山側の調査

発生原因（前述の(2), (3)参照）より、地山側のコンクリート未充填の発生傾向を検討し、はらみ出しが大きいと評価した位置及びはらみ出しの影響がないと評価した位置で音響探査、コア測定を実施した。



各区画の掘置期間	
区画	掘置期間
①	260日間
②	9日間
③	50日間
④	9日間
⑤	27日間
⑥	8日間
⑦	71日間
⑧	7日間
⑨	24日間
⑩	8日間
⑪	89日間
⑫	9日間
⑬	51日間
⑭	8日間
⑮	152日間
⑯	6日間

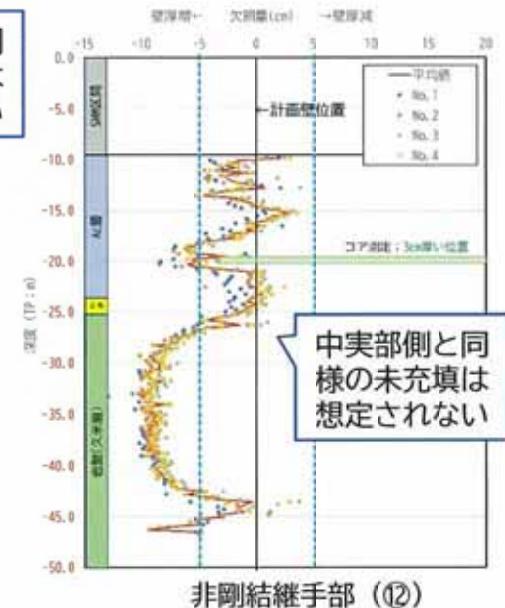
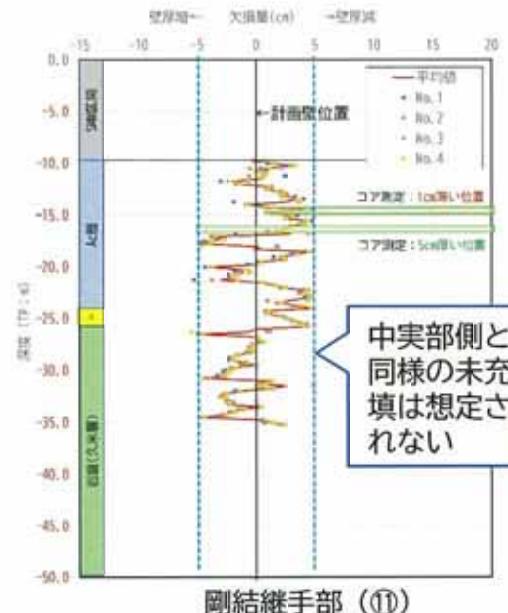
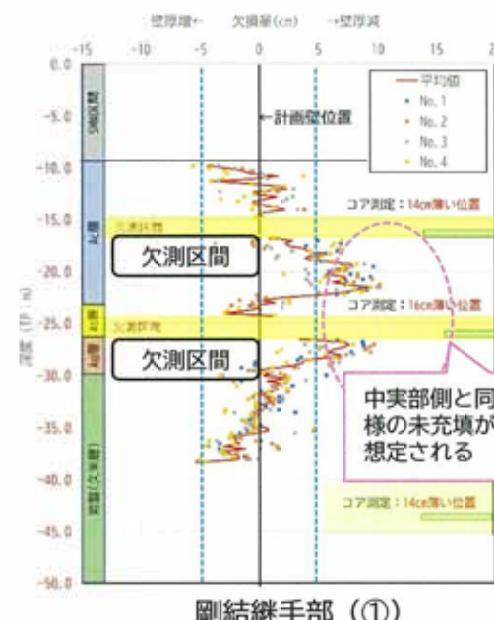
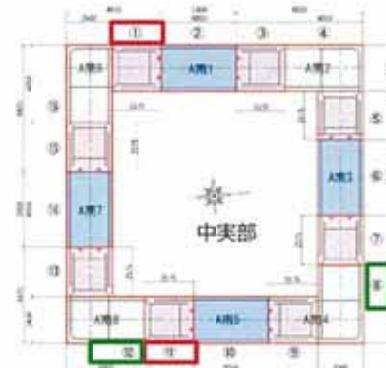
- はらみ出しの発生原因(掘置期間、施工時荷重)に着目し、代表箇所2箇所（①, ⑪）で音響探査を実施。また、原因の影響が小さい箇所2箇所（⑧, ⑫）でも音響探査を実施。



- 上記に加え⑨, ⑬, ⑮でも音響探査を実施

# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (7/8)

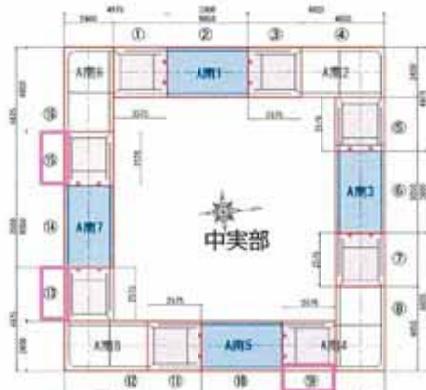
## (4) 地山側の調査



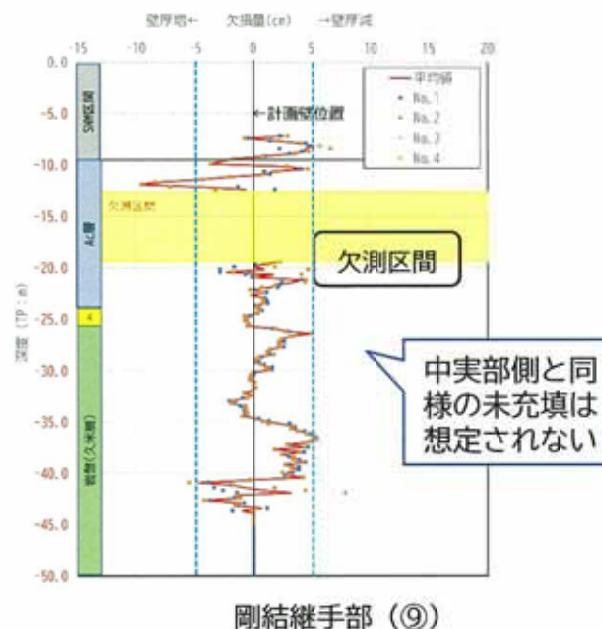
探査の結果、地山側の剛結継手部においてコンクリートの未充填の発生(20cm以下)を確認した。水平コア及び音響探査の結果は整合しており、音響探査の精度(誤差数cm以下)は確保されていることを確認した。

# 1. 南基礎地中連続壁部で発生したコンクリートの未充填の概要 (8/8)

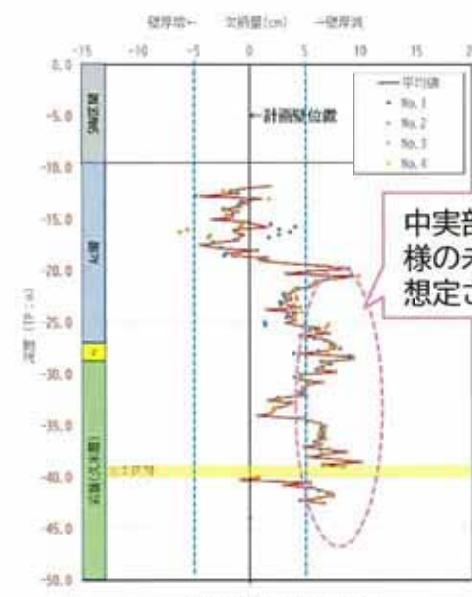
## (4) 地山側の調査



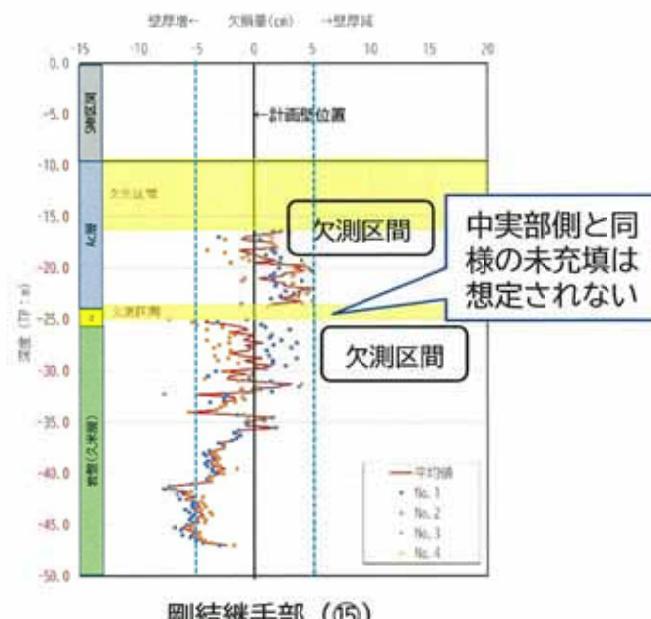
調査位置



剛結継手部 (9)



剛結継手部 (13)



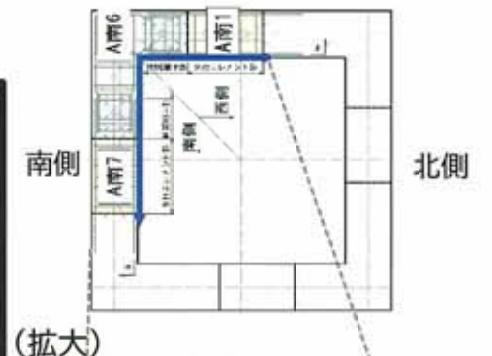
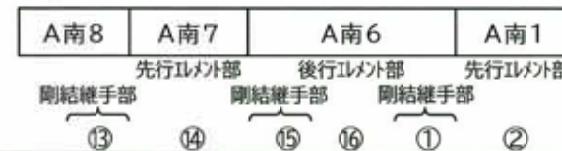
剛結継手部 (15)

探査の結果、地山側の剛結継手部においてコンクリートの未充填の発生(想定した20cm以下)を確認した。欠測区間についてはコア測定により未充填の有無を確認していく。

## 2. 南基礎地中連続壁部で発生した鉄筋の変形等の概要 (1/4)

### (1) 中実部側壁面の観察結果

南基礎の鉄筋の変形等の状況を確認した。A南6エリアで水平鉄筋(西面地山側除く)で変形等が発生している。



凡例 右図に統く → 南面←→西面

— 先行エレメント鉄筋 変形箇所 (現況確認によるもの)
-- 先行エレメント鉄筋 変形箇所 (現況(実線部)からの推定)
— 後行エレメント鉄筋 変形箇所 (現況確認によるもの)
— 設計の鉄筋位置
— 鉄筋現況確認箇所(変形なし)
■ フラットバー変形箇所
✖ 鉄筋欠損箇所

平面位置図

## 2. 南基礎地中連続壁部で発生した鉄筋の変形等の概要 (2/4)

### (2) 発生原因

A南6にて確認した鉄筋の変形等の原因是以下のとおり。

1. A南7のコンクリート打設時に中実部側地山が崩れ、土砂等がA南6（⑯の区画）に流入・堆積。



2. この土砂等の撤去にハンマーグラブを利用。ハンマーグラブが設置済鉄筋に接触し、同鉄筋を変形（凸部の生成）。



3. この土砂等の撤去に堆積土砂等切削治具を利用。同治具が設置済鉄筋に接触し、同鉄筋が変形（凸部の生成）。



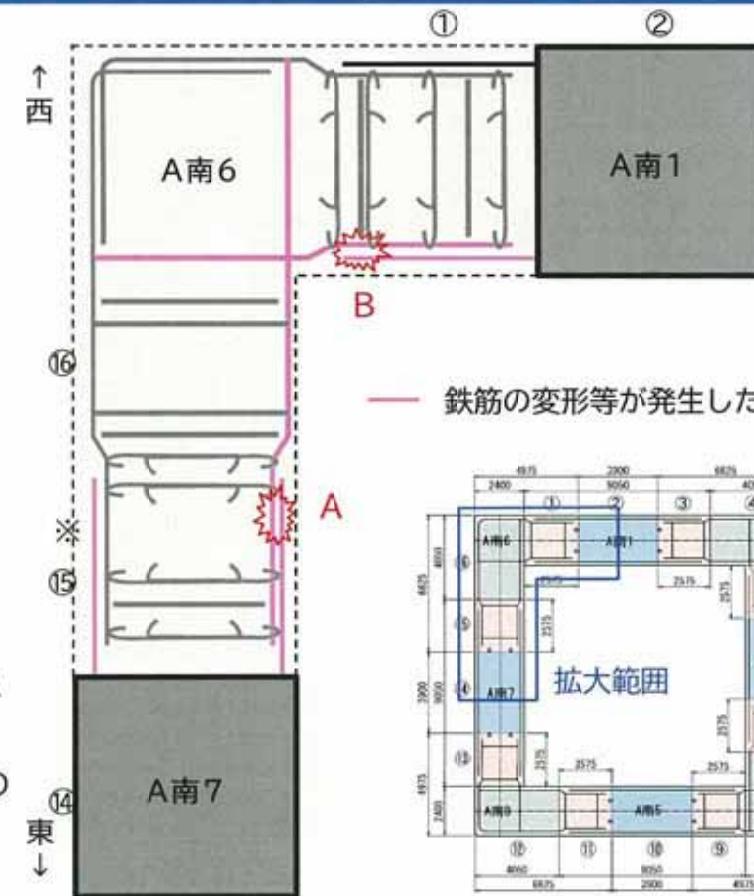
4. 後行エレメントの鉄筋建込みにて設置済鉄筋の変形部（凸部）に接触・干渉し、先行・後行の鉄筋かごの広範囲に変形等が発生。



5. ⑯の区画の接触により後行エレメントの鉄筋かごがA南7側（東側）にずれ、①の区画でも鉄筋同士が接触し、①の区画でも鉄筋の変形等が発生。



ハンマーグラブの鉄筋への  
接触（イメージ）



※土砂等撤去の際の超音波記録に凸部を確認。後行エレメントの鉄筋かご建込み前の記録では凸部がなくなっており、先の記録は撤去中の土砂等の可能性もあるが、保守的に変形したものとして評価する。

…A

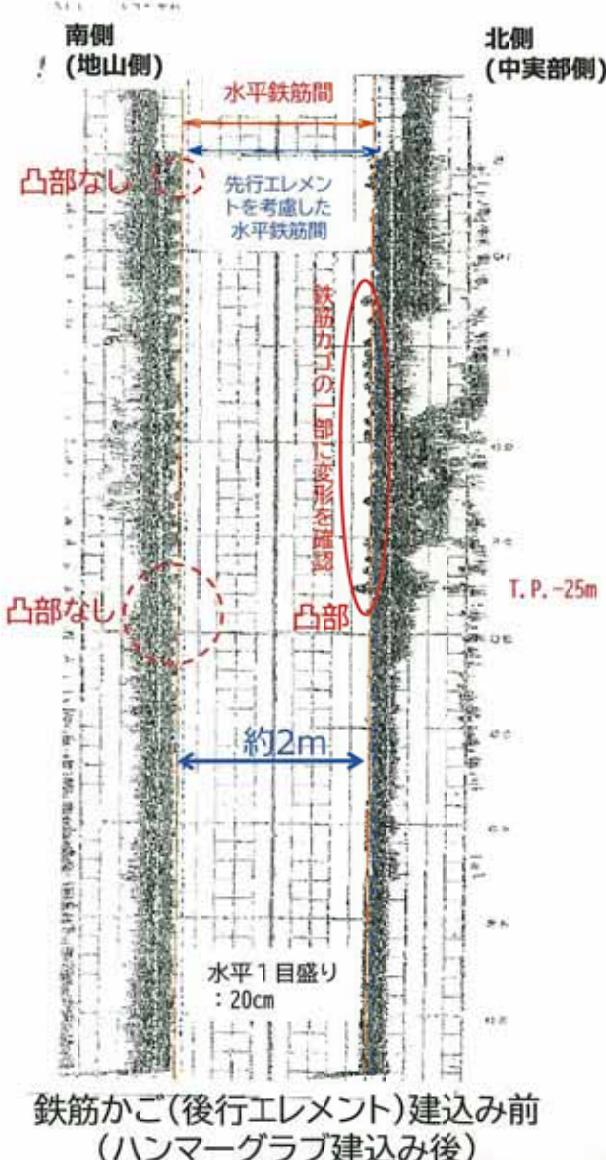
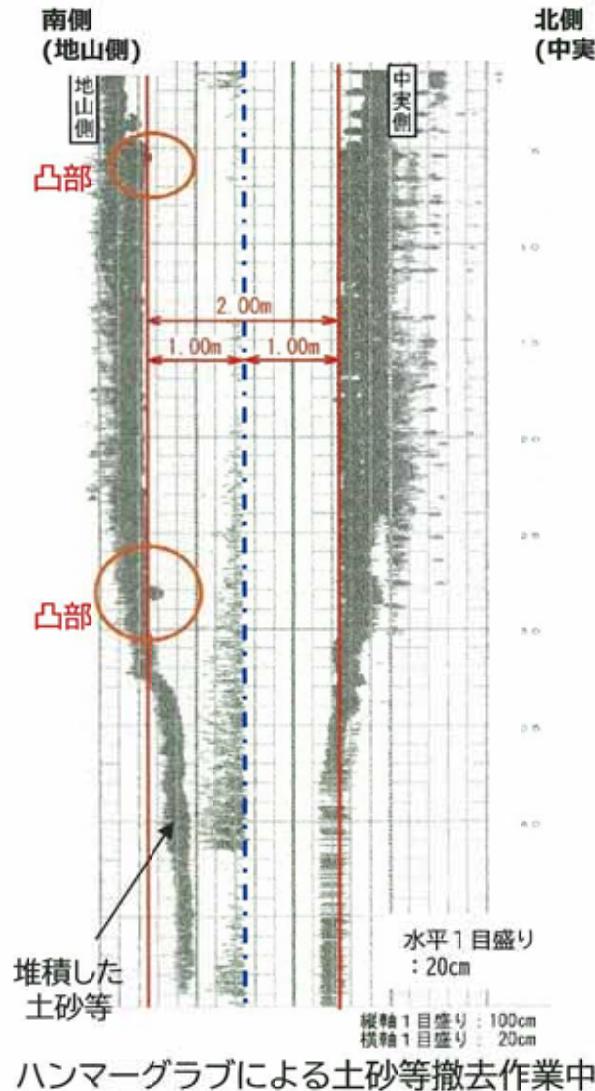
…B

鉄筋の変形等の発生箇所  
(南基礎)

北基礎で発生した高止まりについても  
現在中実部を掘削しながら原因を調査中

## 2. 南基礎地中連続壁部で発生した鉄筋の変形等の概要 (3/4)

### (2) 発生原因

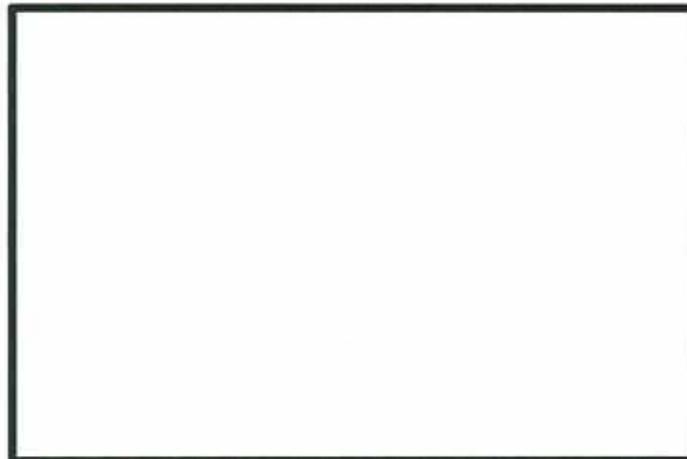


- ・ 土砂等撤去の際の超音波記録に凸部（鉄筋の変形を示唆するもの）を確認。
- ・ 後行エレメントの鉄筋かご建込み前の記録では凸部がなくなっており、先の記録は撤去中の土砂等の可能性もあるが、保守的に変形したものとして評価した。

## 2. 南基礎地中連続壁部で発生した鉄筋の変形等の概要（4／4）

### (3) 発生範囲の評価

- 中実部側の鉄筋の変形等が認められた（A南6）において地山側の鉄筋挙動を確認するため実物大のモックアップ試験及び数値シミュレーションを実施した。
- 先行エレメントと後行エレメントの水平鉄筋どうしの接触を模擬するために中実部側の水平鉄筋に上方への強制変位を与えた。



#### 【観察結果】

- 中実側の鉄筋が干渉及び変形しても、地山側の水平鉄筋や鉛直鉄筋への影響は発生しなかった。

→ 鉄筋同士は結束線によって接続されているため、ある程度以上の外力に対しては結束線の破断又は鉄筋の引抜けにより力の伝達がなくなる。



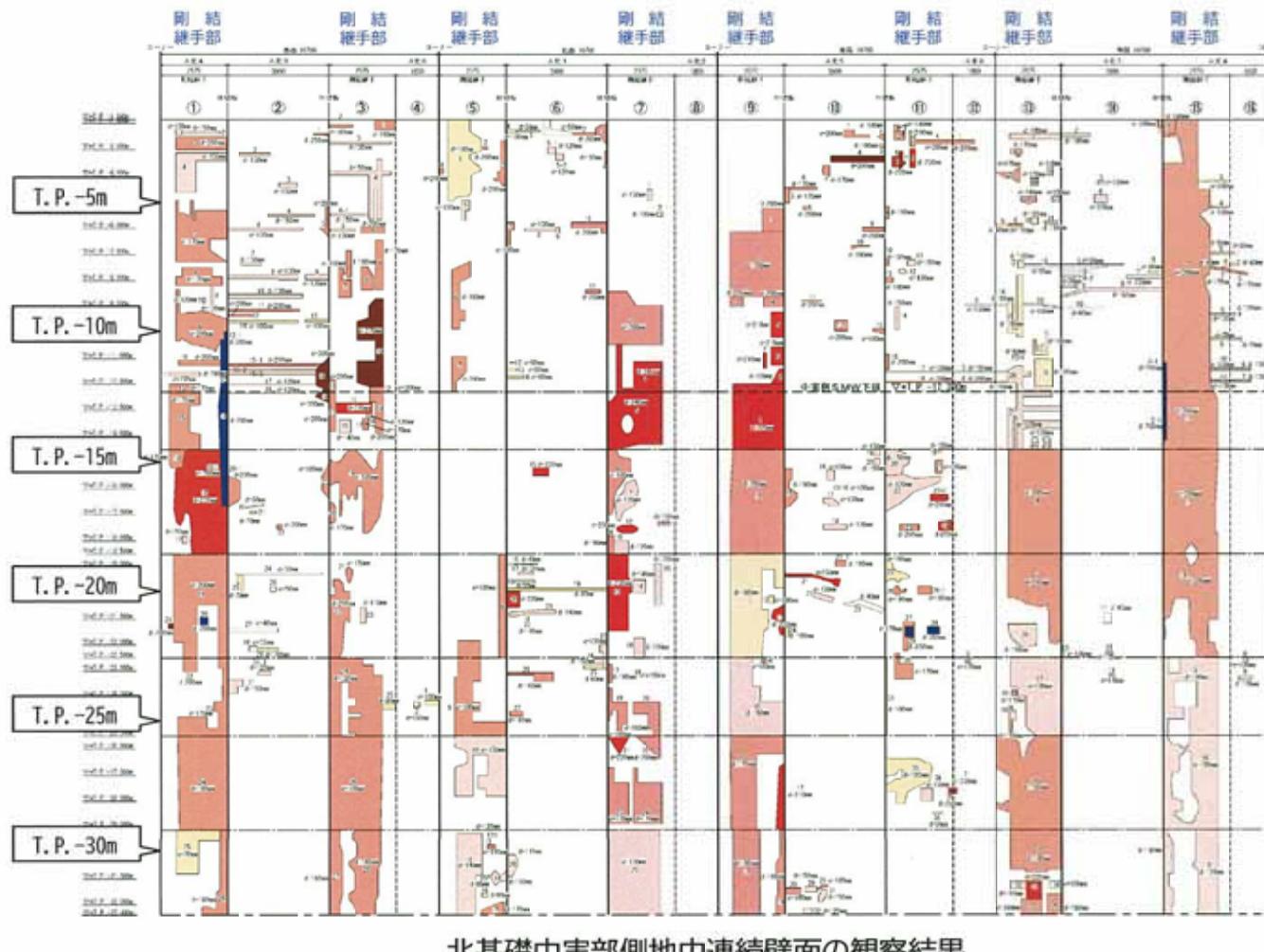
現地観察結果とモックアップ試験の水平鉄筋の変形状況が酷似しており、現地で発生した状況が再現できていると考えられる。

### 3. 北基礎の調査結果 (1/5)

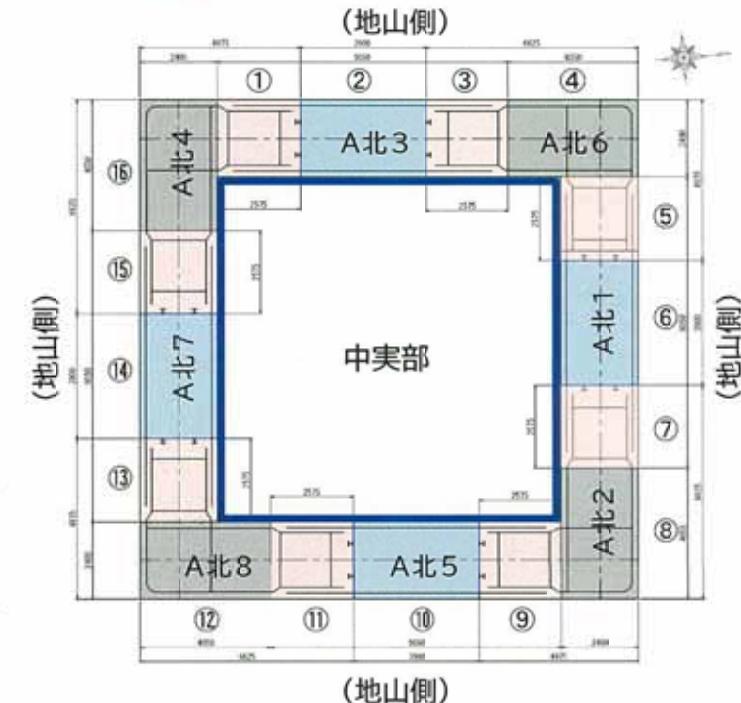
#### (1) コンクリートの未充填 (T.P. 約-32m掘削時点)

##### a. 目視観察結果 (中実部側)

北基礎の中実部にて地中連続壁部にコンクリートの未充填（未充填の状況によっては鉄筋の露出）が発生していることを確認した。



- : 先行エレメント
- : 後行エレメント
- : 剛結継手部(掘削は先行、打設は後行)
- : 壁面の観察範囲



【凡例】
0mm~50mm
51mm~100mm
101mm~150mm
151mm~200mm
201mm~250mm
251mm~300mm
301mm~

※凡例の数値は計画面からの未充填部の深さを示す。

未充填の発生箇所は、剛結継手部が大部分を占める。剛結継手部以外はほぼ認められない。

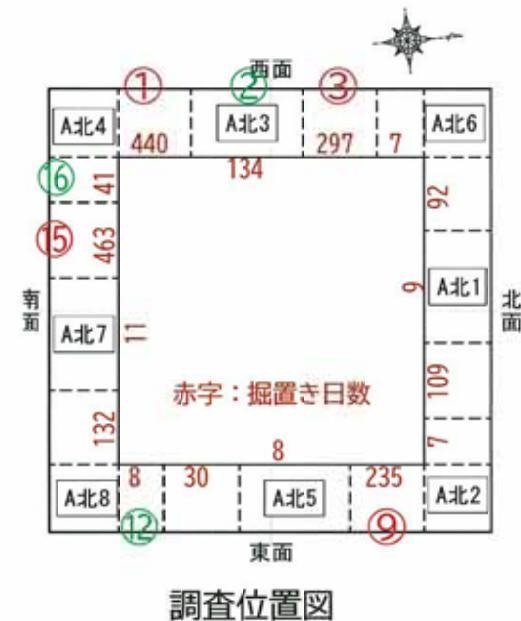
### 3. 北基礎の調査結果 (2/5)

#### (1) コンクリートの未充填 (T.P. 約-32m掘削時点)

##### b. 地山側の調査（音響探査, コア測定）

- 地山側の調査（音響探査, コア測定）については、現在進行中であるものの、音響探査の結果が概ね終了している。
- なお、調査対象箇所については、はらみ出しの可能性がある箇所（掘置き期間が長い掘削溝、重機荷重が作用した掘削溝）に着目し、剛結継手部と非剛結継手部に分けて調査を実施している。

調査位置	調査位置選定理由
剛結継手部	① (A北4) ・掘削溝の掘置き期間が長い…440日 ・地山側の重機荷重履歴はなし
	③ (A北6) ・掘削溝の掘置き期間が長い…297日 ・地山側の重機荷重履歴はなし
	⑨ (A北2) ・掘削溝の掘置き期間が長い…235日 ・地山側の重機荷重履歴最多（1回）
	⑯ (A北4) ・掘削溝の掘置き期間が最長…463日 ・地山側の重機荷重履歴はなし
非剛結継手部 (健全部)	② (A北3) ・掘削溝の掘置き期間がやや長い…134日 ・地山側の重機荷重履歴はなし
	⑫ (A北8) ・掘削溝の掘置き期間が短い…8日 ・地山側の重機荷重履歴最多（1回）
	⑯ (A北4) ・掘削溝の掘置き期間がやや短い…41日 ・地山側の重機荷重履歴はなし



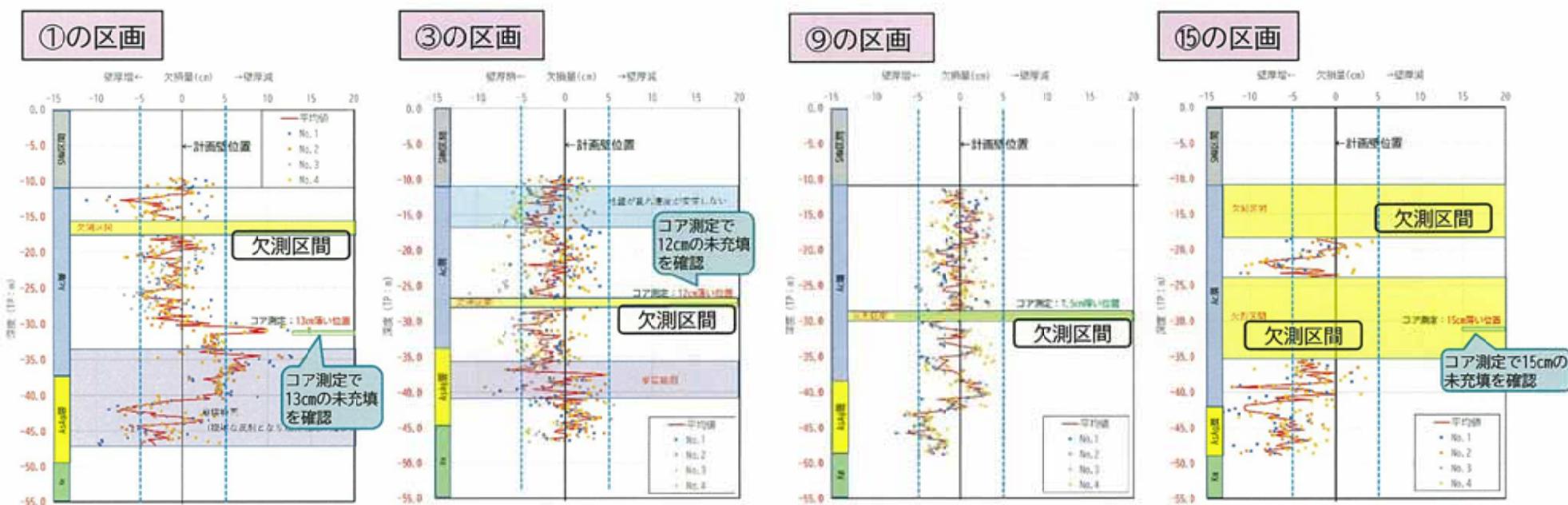
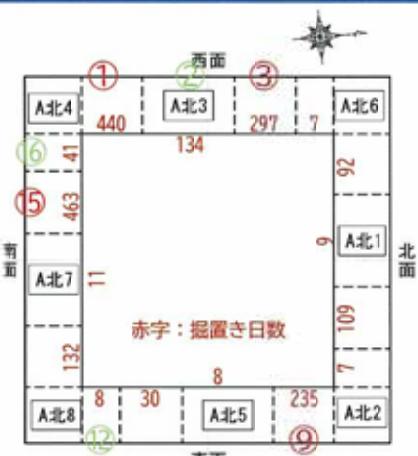
### 3. 北基礎の調査結果 (3/5)

#### (1) コンクリートの未充填 (T.P. 約-32m掘削時点)

##### b. 地山側の調査 (音響探査, コア測定)

###### 【剛結継手部】

- 剛結継手部で掘置き期間が長い①, ③, ⑯の区画のコア測定において、それぞれ13cm, 12cm, 15cmのコンクリート未充填が確認された（想定する20cm以内）。
- 剛結継手部の⑨の区画では、コンクリート未充填は5cm程度であり、中実部側で確認されたような規模のものは確認されなかった。



### 3. 北基礎の調査結果 (4/5)

#### (1) コンクリートの未充填 (T.P. 約-32m掘削時点)

##### b. 地山側の調査 (音響探査, コア測定)

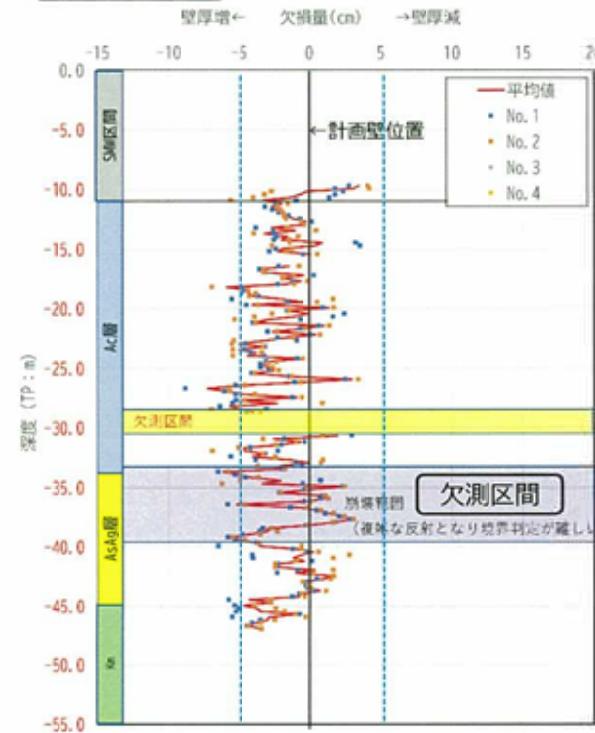
###### 【非剛結継手部】

- 非剛結継手部の②, ⑯, ⑳の区画では、地山側のコンクリート未充填は5cm以下であり、中実部側で確認されたような規模のものは発生していない。

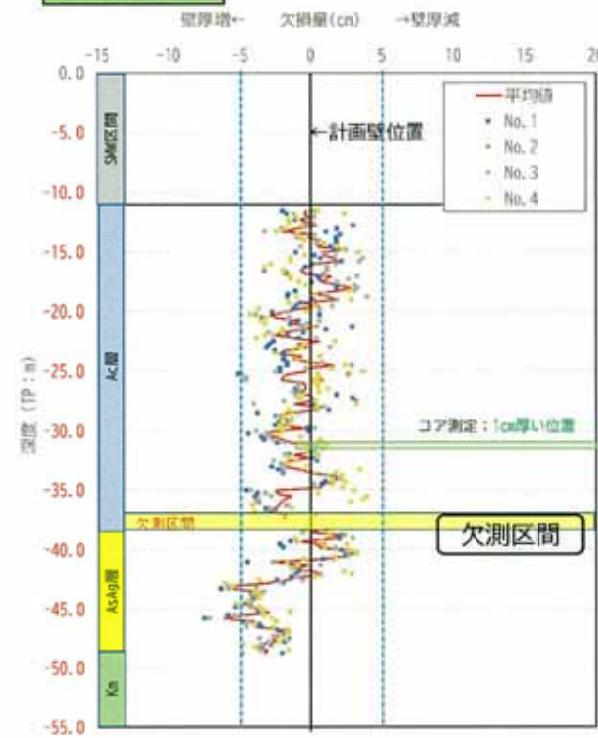


調査位置図

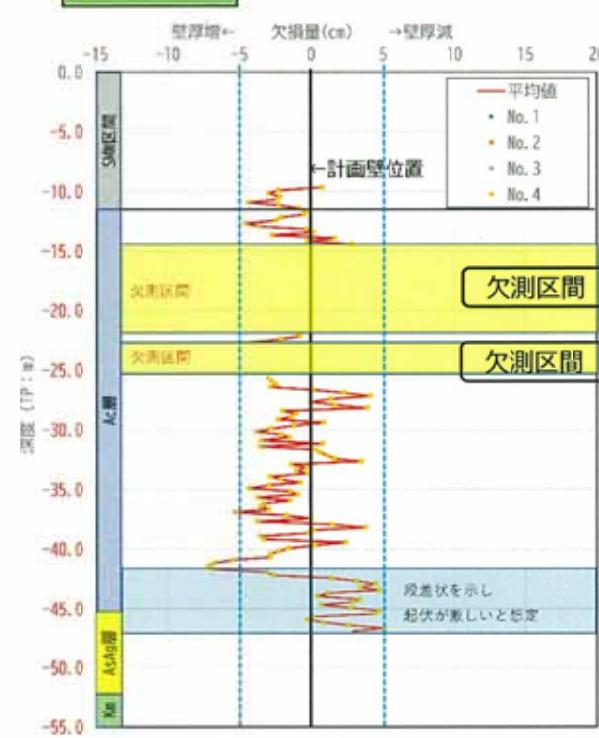
②の区画



⑯の区画



⑳の区画



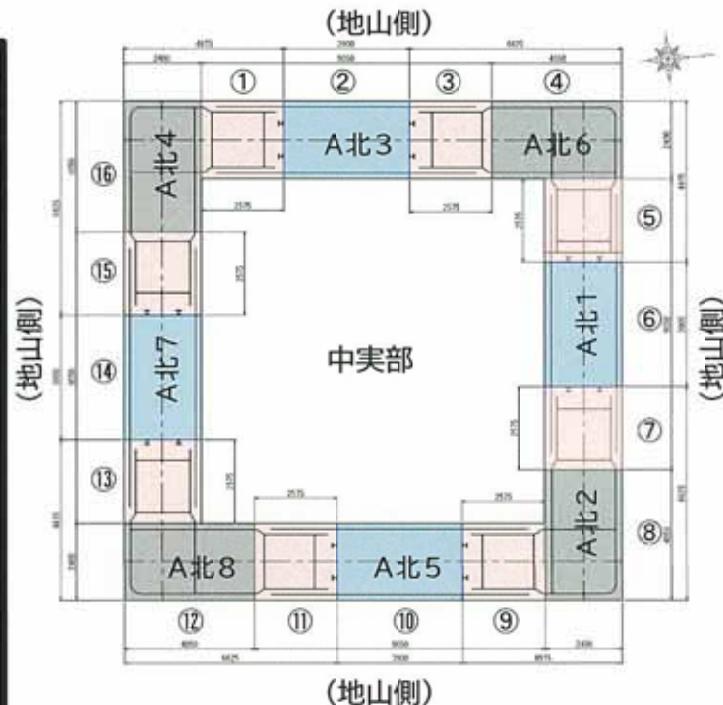
### 3. 北基礎の調査結果 (5/5)

#### (2) 鉄筋の変形等…中実部側壁面の観察結果 (T.P. 約-32m掘削時点)

北基礎の鉄筋の変形等の状況を確認した。A北4 (①, ⑯, ⑯) エリアの水平鉄筋（地山側の一部含む）に大きな変形等が発生している。

北基礎中実部側地中連続壁面の観察結果

- : 先行エレメント
- : 後行エレメント
- : 剛結継手部(掘削は先行、打設は後行)



北基礎のエレメント／区画図

- : 設計位置の鉄筋
- : 確認出来た鉄筋（変形なし）
- : 先行エレメント鉄筋変形箇所
- : 後行エレメント鉄筋変形箇所
- : フラットバー変形箇所
- : 先行エレメント
- : 剛結継手部
- ✖ : 鉄筋欠損箇所

## 4. 不具合事象への対応方針の検討結果 (1/5)

### (1) 対策方法の検討

不具合発生事象を踏まえ、地山側壁面のコンクリート未充填部の補修、地中連続壁撤去・再構築及び中実部側での補強の各々の対策について比較・評価を実施した。

方 法	a. 地盤改良立坑	b. 土留め壁新設	c. オールケーシング工法	中実部側での補強
目 的	地山側の補修	地山側の補修／撤去・再構築	撤去・再構築	不具合事象を考慮した構造物健全性確保
概 要	地中連続壁部の外側を地盤改良し、補修箇所全面に立坑(4m×2m)を設置し、補修作業場所を確保する。作業は作業用昇降力ゴ上で実施する。	地中連続壁部の外側に新たに土留め壁を設置した後、地中連続壁部の周囲を掘削し、補修(解体)作業場所を確保する。	地上より全周回転掘削機により、地中構造物を切削し、解体・撤去する。	地中連続壁の地山側壁面のコンクリート未充填、鉄筋の変形を考慮して、中実部側への補強鉄筋を配置することで地中連続壁基礎の健全性を確保する。
長 所	<ul style="list-style-type: none"><li>地山側補修箇所の壁面状況の目視確認及び補修が可能</li><li>地山側壁面位置調査を併用することにより実施箇所の抽出が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地山側補修箇所の壁面状況の目視確認及び補修が可能</li><li>(掘削により全面が目視確認できるため) 地山側壁面位置の調査不要</li><li>作業空間の確保による補修及び撤去作業が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>撤去により原設計どおりの構造物設置が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現計画と同様に地中連続壁の内側での作業であり、作業の安全性確保が可能。</li><li>中実部側の鉄筋コンクリートの補強により原設計同等以上の耐力確保可能</li></ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"><li>緊急時の作業員の避難対策確保が困難</li><li>作業場所の狭隘化による作業能率の低下</li><li>立坑幅は剛結継手部の区画を包含する程度であり、水平鉄筋の補修は困難(水平鉄筋に係る設計変更は必要)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>近接構造物があり、土留め設置場所の確保が困難</li><li>周辺地盤緩み防止対策必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>工法適用可能最大深度(50m)を超過(北基礎約60m)しており、かつ当構造物の使用材料の強度が高く、施工実績と乖離している。</li><li>このため、施工機械を新たに開発することが必要(施工できる機器がない)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>不具合事象を包絡する保守的な設計条件の設定が必要</li><li>コンクリート未充填部の設定による地盤・構造物応答への影響検討が必要</li><li>不具合事象の設計への反映に伴う設計変更の必要</li></ul>

中実部側の鉄筋コンクリートの補強が最も有効である。

## 4. 不具合事象への対応方針の検討結果 (2/5)

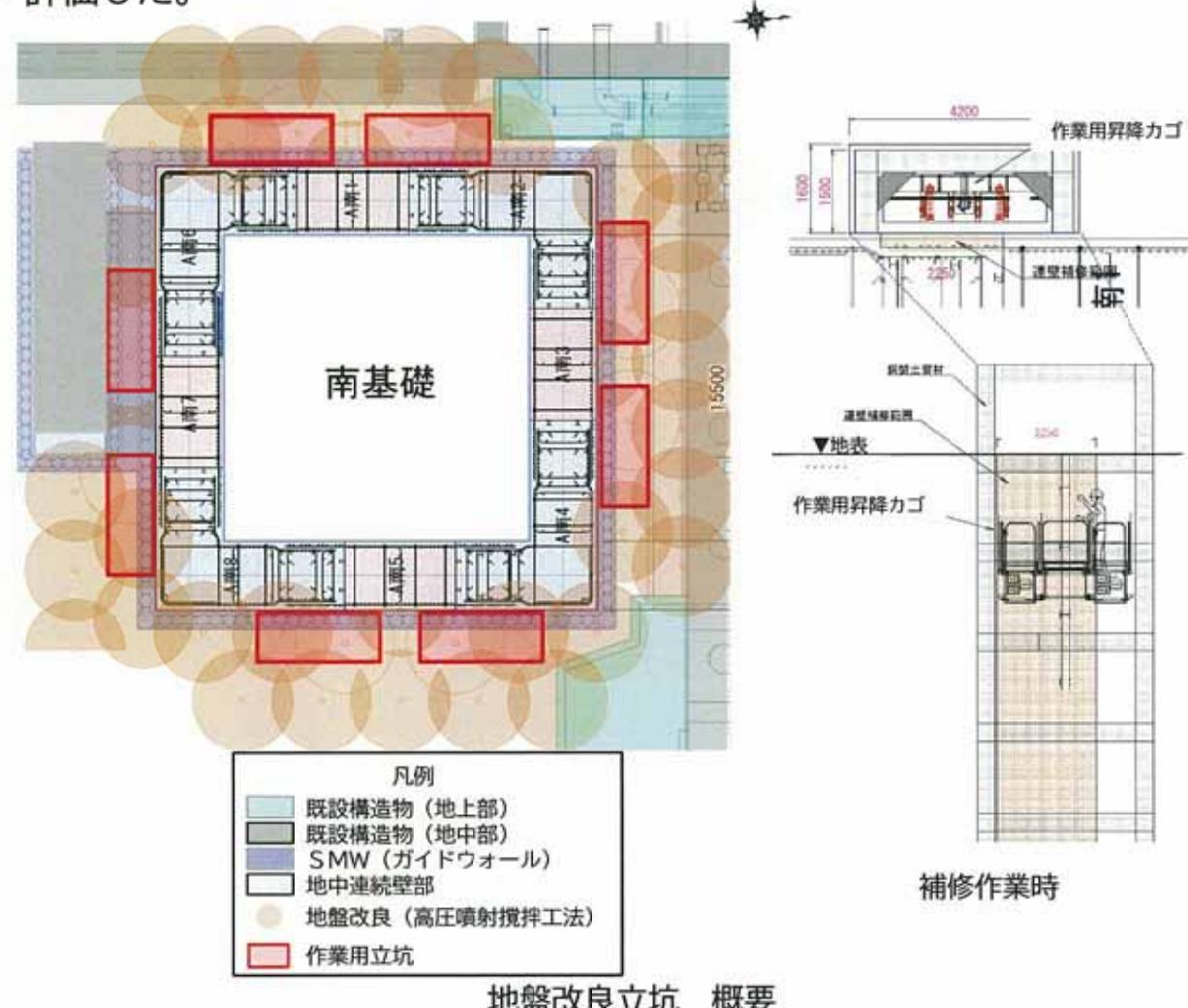
### (1) 対策方針の検討

#### a. 地盤改良立坑

不具合事象の対策として当該箇所を補修する方法（地山側の当該箇所へアクセスし、補修する方法）を施工成立性、作業性、安全性の観点で検討・評価した。

検討・評価結果

方 法	地盤改良立坑
目 的	地山側の補修
概 要	地中連続壁部の外側を地盤改良し、補修箇所全面に立坑（4m×2m）を設置し、補修作業場所を確保する。作業は作業用昇降力ゴ上で実施する。
施 工 成 立 性	立坑により作業場所の確保は可能。ただし、地盤改良で完全な止水は困難であり、作業上のリスクとなる。
作 業 性	狭隘場所(4m×2m)での作業
安 全 性	緊急時の作業員の避難対策の確保が困難



## 4. 不具合事象への対応方針の検討結果 (3/5)

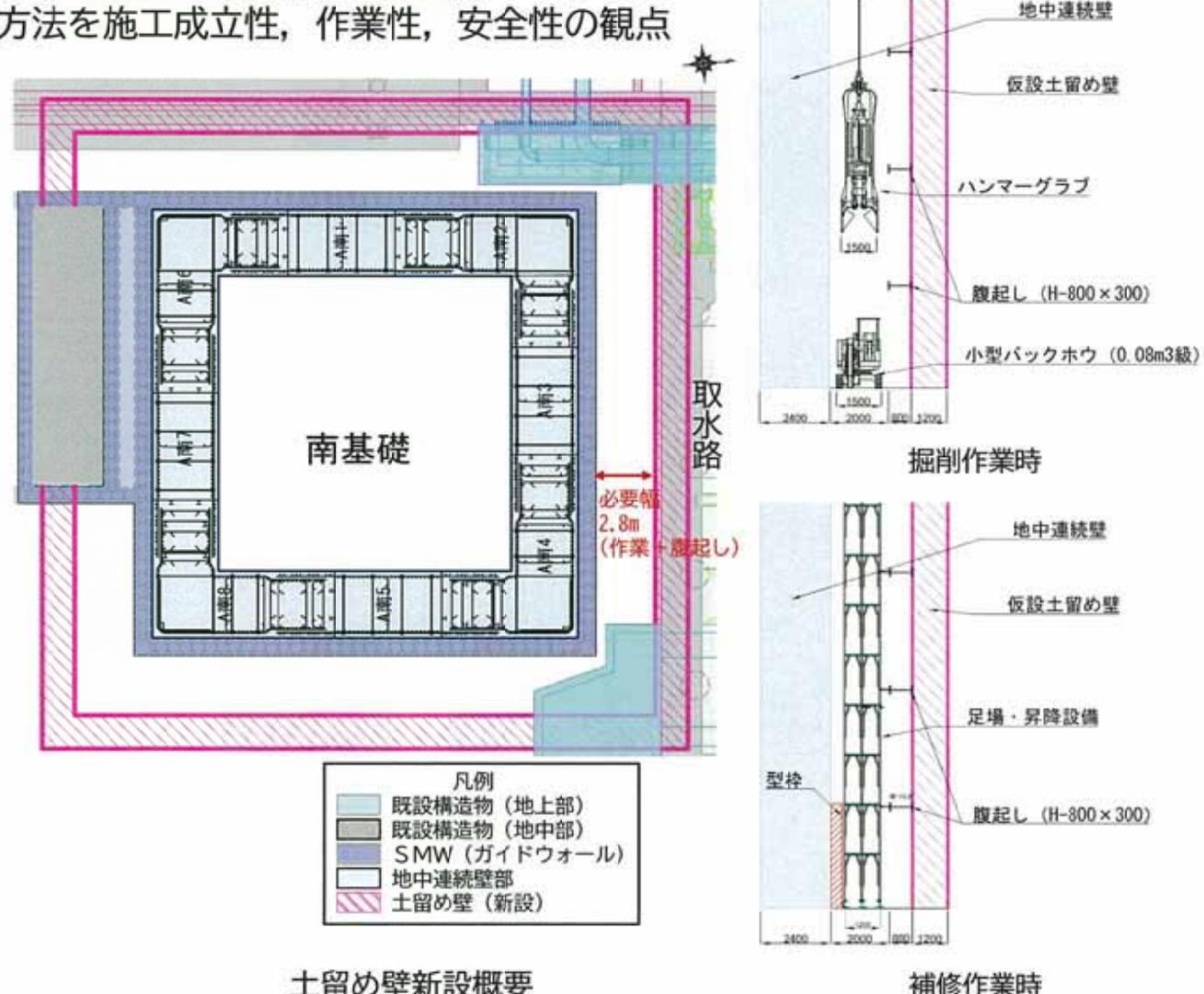
### (1) 対策方針の検討

#### b. 土留め壁新設

不具合事象の対策として当該箇所を補修する方法（地山側の当該箇所へアクセスし、補修する方法），撤去し再構築する方法を施工成立性，作業性，安全性の観点で検討・評価した。

検討・評価結果

方 法	土留め壁新設
目 的	地山側の補修／撤去・再構築
概 要	地中連続壁部の外側に新たに土留め壁を設置した後、地中連続壁部の周囲を掘削し、補修（解体）作業場所を確保する。
施 成 立 性	地中連続壁部の近傍に取水路（非常用海水の取水路含む）があり、 <b>土留め壁の設置場所が確保は困難。</b>
作 業 性	—
安 全 性	—



## 4. 不具合事象への対応方針の検討結果 (4/5)

### (1) 対策方針の検討

#### c. オールケーシング工法

不具合事象の対策として撤去し再構築する方法を施工成立性, 作業性, 安全性の観点で検討・評価した。

検討・評価結果	
方 法	オールケーシング工法
目 的	撤去・再構築
概 要	地上より全周回転掘削機により、地中構造物を切削し、解体・撤去する。
施 成 立 性	本施設は施工実績の深度(50m)を超過しており(北基礎約60m), 使用材料の強度も高く(コンクリート40N/mm <sup>2</sup> , 鉄筋SD490-D51, D38), 施工実績と乖離している。このため, 施工機械を新たに開発することが必要。
作 業 性	—
安 全 性	—



オールケーシング工法

## 4. 不具合事象への対応方針の検討結果 (5/5)

### (2) コンクリートの未充填及び鉄筋の変形等の対策

地中連続壁部の不具合による構造強度の低下に対しては「2. 防潮堤（鋼製防護壁）の不具合事象に対する対策」により当初の構造強度以上を確保する方針である。これに加え、構造物の品質向上の観点から、中実部側の壁面で確認されたコンクリートの未充填及び鉄筋の変形等について以下の対策を行う。

#### 【地中連続壁面の整備】

地中連続壁部と中実部のコンクリートの付着を確実なものとするため下表の管理を実施していく。

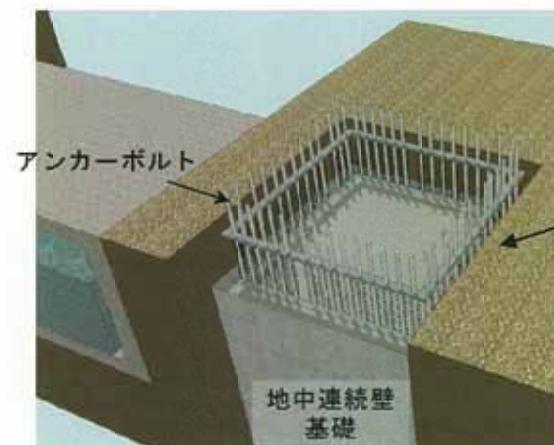
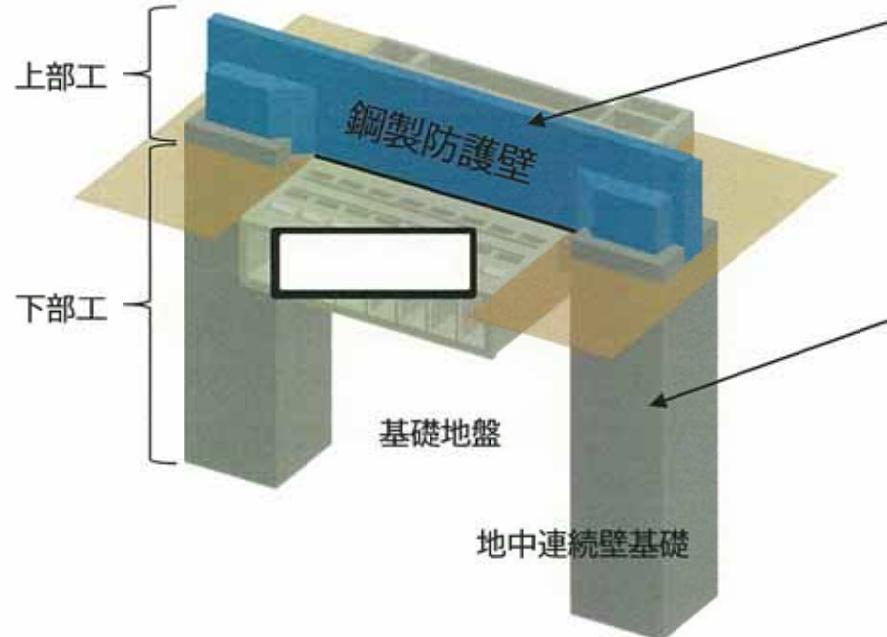
地中連続壁面の整備に係る管理項目

目的	管理項目
コンクリートの密実な充填性の確保	コンクリートを充填する際にエア溜まりができないような形状の確保 断面の半分以上露出した鉄筋に対し、同鉄筋周辺のコンクリートの流路（あき、40mm以上※）が確保できていること ※コンクリート標準示方書（2002年）を援用 変形した鉄筋により流路が阻害されていないこと（支障となる鉄筋が撤去されていること）
露出鉄筋の腐食防止	コンクリートは自己充填性を有する高流動コンクリート（前項の鉄筋周辺のあきの大きさより自己充填性のレベルとして「ランク1」、最大骨材寸法20mm）を用いること
新旧コンクリートの密着性の向上	コンクリートの未充填により露出した鉄筋に対する防せり処理（錆・汚れの除去含む）の施工 既存コンクリート表面への吸水抑制するプライマー処理の施工

#### 【水平鉄筋の補修】

変形した水平鉄筋については、新たに同じ仕様の鉄筋を当該箇所付近に配置し、配力筋の確保とする。  
変形した水平鉄筋、フラットバーがこの鉄筋の再配置に支障となる場合は、これらを切断撤去する。

## 5. 品質向上を目的とした設計変更 (1/4)



### 【上部工（鋼製防護壁）】

- 施工設計時の鋼製材料の一部の材料仕様に係る品質向上のための変更を反映（施工設計の段階において、工場製作時の材料仕様を抑え、溶接箇所の低減による品質向上を図った）

### 【下部工（ジベル鉄筋）】

- 施工設計時のジベル鉄筋の配置及び本数に係る品質向上のための変更を反映（施工設計の段階において、設置作業上の安全性確保の観点で本数や材料仕様を見直し）
- 不具合事象を考慮した基礎の構造見直し

### 【接合部（アンカーボルト）】

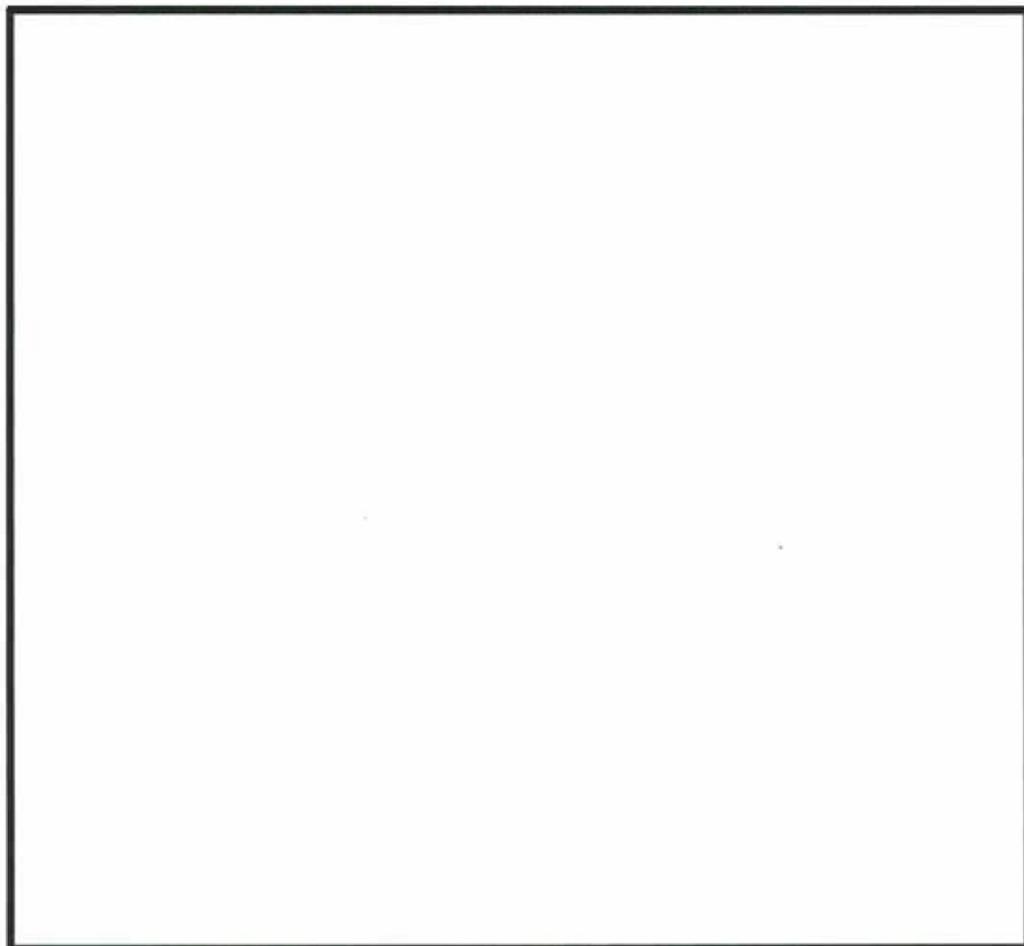
- 施工設計時のアンカーボルト及び定着鉄筋の配置・本数に係る品質向上のための変更を反映（施工設計の段階において、配筋の位置や本数の詳細を見直し）

## 5. 品質向上を目的とした設計変更 (2/4)

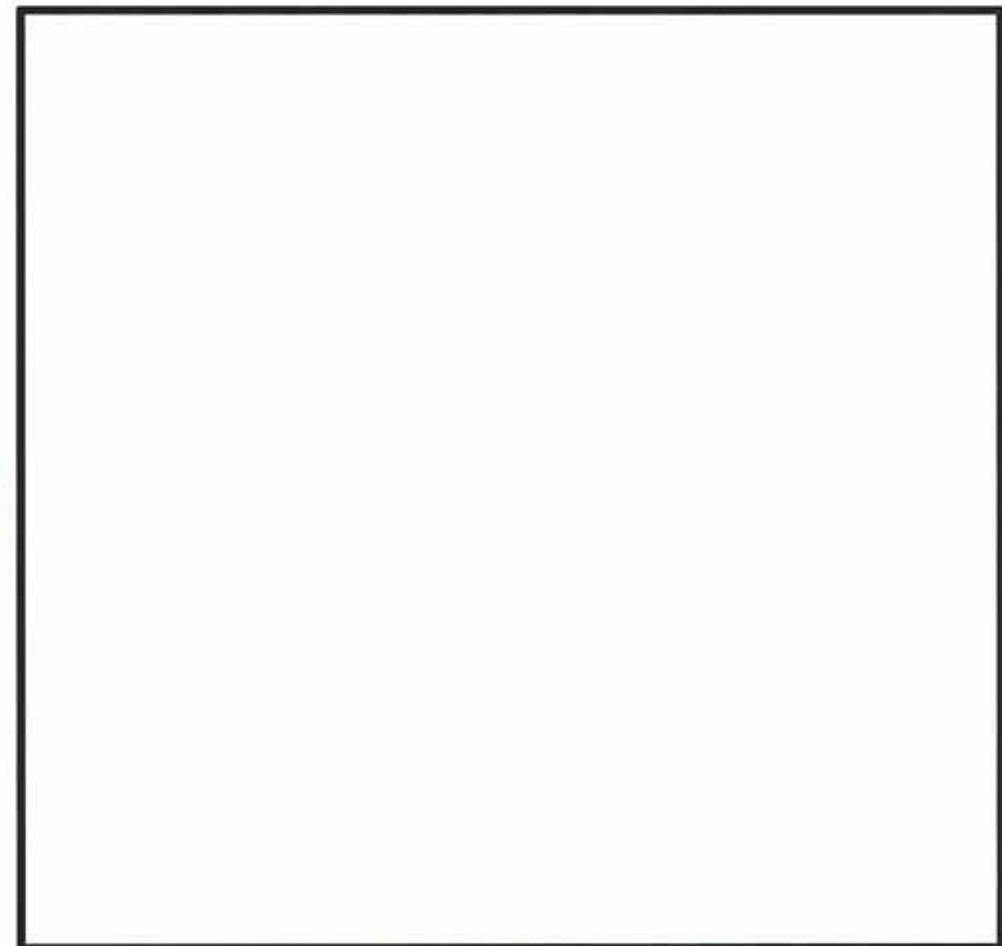
### (1) 鋼製防護壁

#### ▶ 鋼製防護壁における設計変更の概要

鋼製防護壁について、既工認にて計画していた板厚・材質構成に対し、さらに、工場における実際の製作範囲を考慮した上で、板厚の増厚及び材質の向上を図った。



既工認における板厚・材質構成例



設計変更後の板厚・材質構成例

## 5. 品質向上を目的とした設計変更 (3/4)

### (2) ジベル鉄筋

#### ➤ ジベル鉄筋における設計変更の概要

ジベル鉄筋は、地中連続壁と中実鉄筋コンクリートを一体化することを目的に設置されている。平成30年10月に認可を受けた工認においては、「トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[開削工法編]・同解説」（土木学会、2006年制定）に基づき、発生せん断力が短期許容せん断力以下であることを確認していた。しかしながら、配置本数が多く、他鉄筋との干渉による施工品質の低下が施工計画上の課題となっていたことから、本課題への対策として以下の仕様調整を計画した。

#### ① ジベル鉄筋における発生せん断力の精緻化

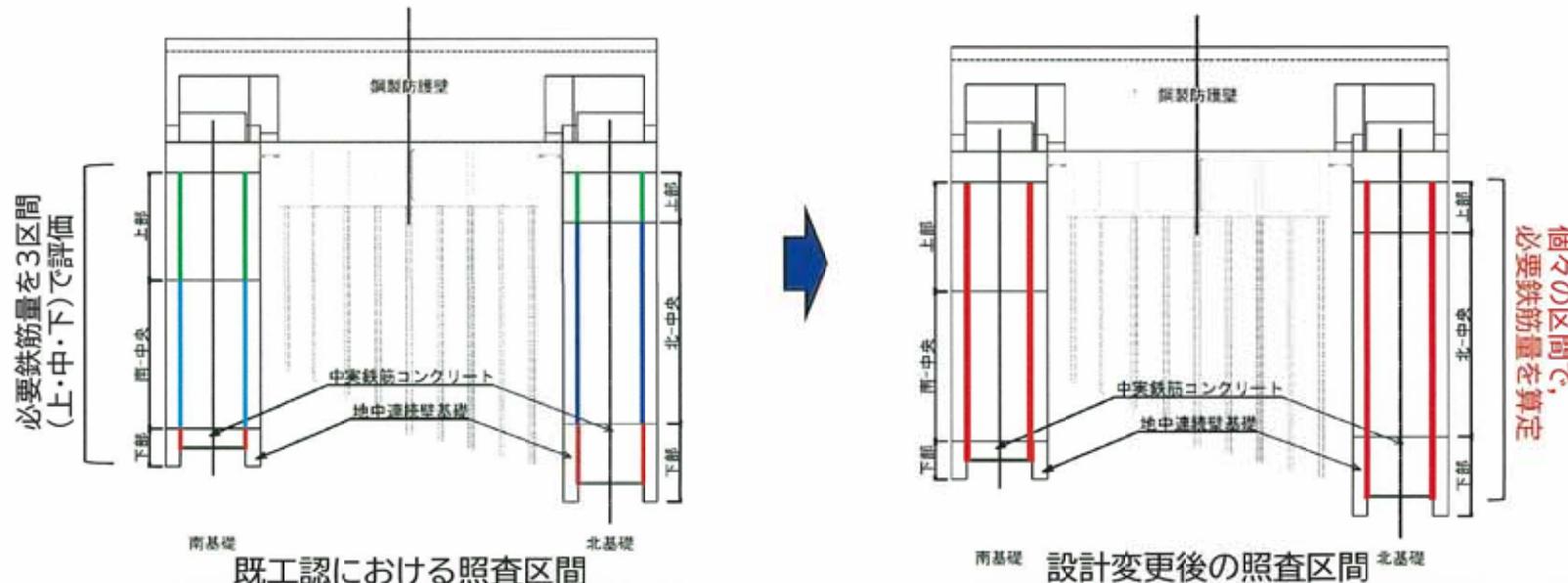
既工認の詳細設計において極端に大きく設定していたジベル鉄筋の発生せん断力について、3次元解析等の詳細評価を根拠として、現実的な発生せん断力に精緻化した。

#### ② ジベル鉄筋の照査範囲の細分化

既工認の詳細設計においては、ジベル鉄筋を鉛直方向の3区間に分類し、各区間の最大発生せん断力から必要鉄筋量を算定していたが、区間を更に細分化した上で、個々の区間にて必要鉄筋量を算定した。

#### ③ ジベル鉄筋の材料仕様変更

既工認の詳細設計においてはSD390を採用していたが、これをSD490に変更し高強度化した。



## 5. 品質向上を目的とした設計変更 (4/4)

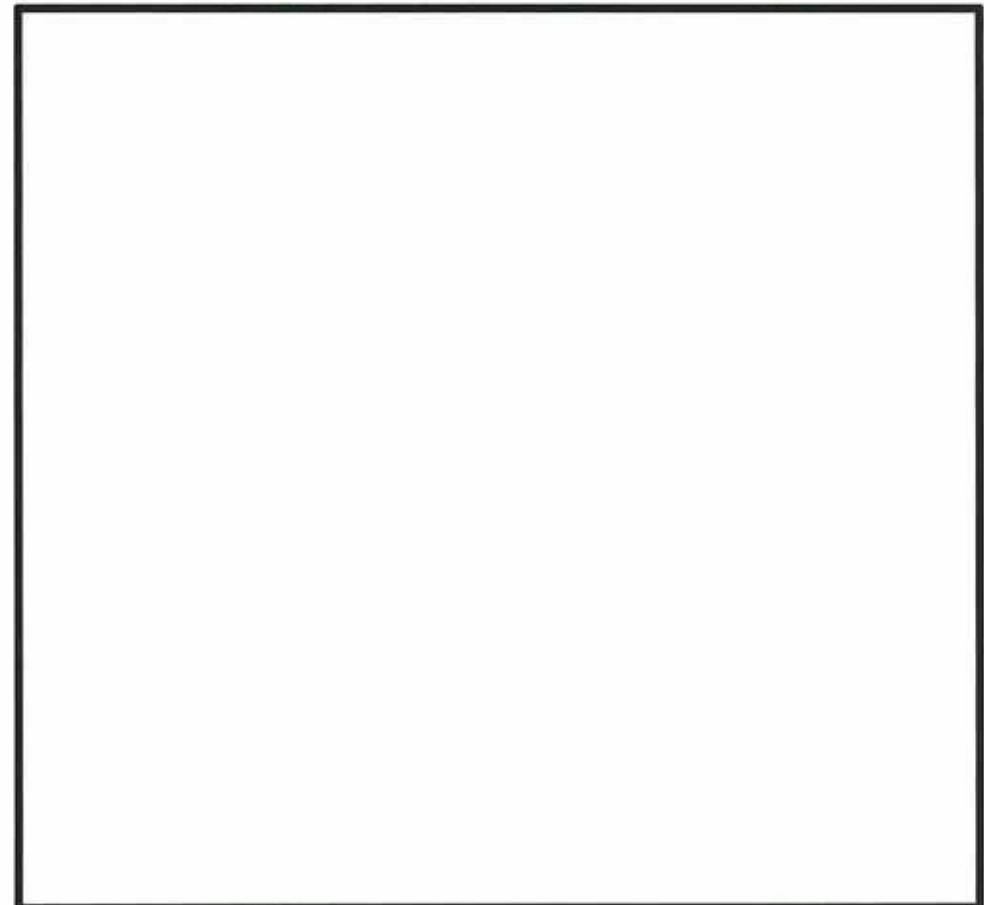
### (3) アンカーボルト

#### ➤ アンカーボルトにおける設計変更の概要

アンカーボルトは、地中連続壁基礎と鋼製防護壁の接合部に配置されており、鋼製防護壁による引き抜き力を地中連続壁基礎に伝達する。当該箇所においては、地中連続壁基礎側の密な配筋とアンカーボルトの干渉が施工計画上の課題であり、他鉄筋の干渉を回避するためにアンカーボルトを再検討した結果として、安全裕度が同等以上となることを確認した上で配置と本数を見直すこととした。



既工認におけるアンカーボルト及び鉄筋の配置



設計変更後のアンカーボルト及び鉄筋の配置

## 6. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム上の位置づけ (1/3)

### (1) 事象発生の段階

本不具合事象について、設工認における設計、工事及び検査の流れに沿って本事象の品質マネジメントシステム上の位置づけを確認した。

本事象は、設工認における設計、工事及び検査の流れでは「工事及び検査」の段階において発生したものである。また「設計」の段階においては、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに従って業務を遂行しており問題なかった。

「工事及び検査」の「設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」のアウトプットに基づく現地据付工事における設計開発プロセスにおいて、次頁以降に示す必要な視点が不足したことにより、本不適合に至った。

品質マネジメントシステムの各段階 (設工認における設計、工事及び検査の各段階)	
設計	基本設計方針の作成（設計1）
	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）
	設計のアウトプットに対する検証
	設工認申請（届出）書の作成・承認
工事及び検査	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3） ↳ <b>原因となったプロセス</b>
	具体的な設備の設計に基づく工事の実施（現地据付工事） ↳ <b>本事象発生</b>
	使用前事業者検査の計画、管理、実施

## 6. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム上の位置づけ (2/3)

### (2) 時系列

① 2018年10月 東海第二発電所D B／S A工認認可

② 2019年9月 防潮堤（鋼製防護壁）設置工事を発注

③ 2019年12月 工事仮設（溝壁の安定性）の検討において掘削幅が大きいケースを代表ケースとして設計を実施

**着眼点①** ケースの選定において、地盤の特性や掘置期間の長さ、掘置き期間に受ける荷重、施工ステップに対する視点が不足していた。

④ 2020年4月 工事仮設（溝壁の補強）を実施

⑤ 2021年10月 南基礎 地中連続壁構築開始

⑥ 2022年1月 北基礎 地中連続壁構築開始

⑦ 2022年3月 南基礎 A南7のコンクリート打設時に隣接する剛結継手部（A南6：⑯の区画）に土砂等が流入（着眼点①を背景に発生）

⑧ 2022年3月～7月 同土砂等の撤去。ハンマーグラブ及び堆積土砂等切削治具（以下、「ハンマーグラブ等」という）が鉄筋及びフラットバー（以下「鉄筋等」という）に接触し、鉄筋等が変形（判明は2022年7月）

**着眼点②** ハンマーグラブ等の降下位置を管理することで鉄筋への接触を防ぐこととしていたが、鉄筋等とハンマーグラブ等の離隔は小さく、ハンマーグラブ等の揺動に対する配慮が不足していた。

⑨ 2022年6月 北基礎 A北3のコンクリート打設時に隣接する剛結継手部（A北4：①の区画）に土砂等が流入（着眼点①を背景に発生）

⑩ 2022年7月～2023年3月 同土砂等の撤去。ハンマーグラブ等が鉄筋等に接触し、鉄筋等が変形（判明は2023年3月）（着眼点②と同じ）

⑪ 2022年7月 南基礎 A南6後行エレメントの鉄筋かご建込み。掘削溝内の凸部（⑧の鉄筋等の変形に相当）に係る対策（V字鋼及び鉛直フラットバーの追加）を実施していたが、建込み時に広範囲に鉄筋の変形等が発生（判明は2023年6月）

**着眼点③** 凸部（⑧の鉄筋等）に対する後行エレメントの鉄筋かごの防護策は検討・実施されていたが、後行エレメントの鉄筋かご（V字鋼）に接触後の凸部の挙動に対する保守的な想定が不足していた。

⑫ 2023年3月 北基礎 A北4鉄筋かごの高止まり発生

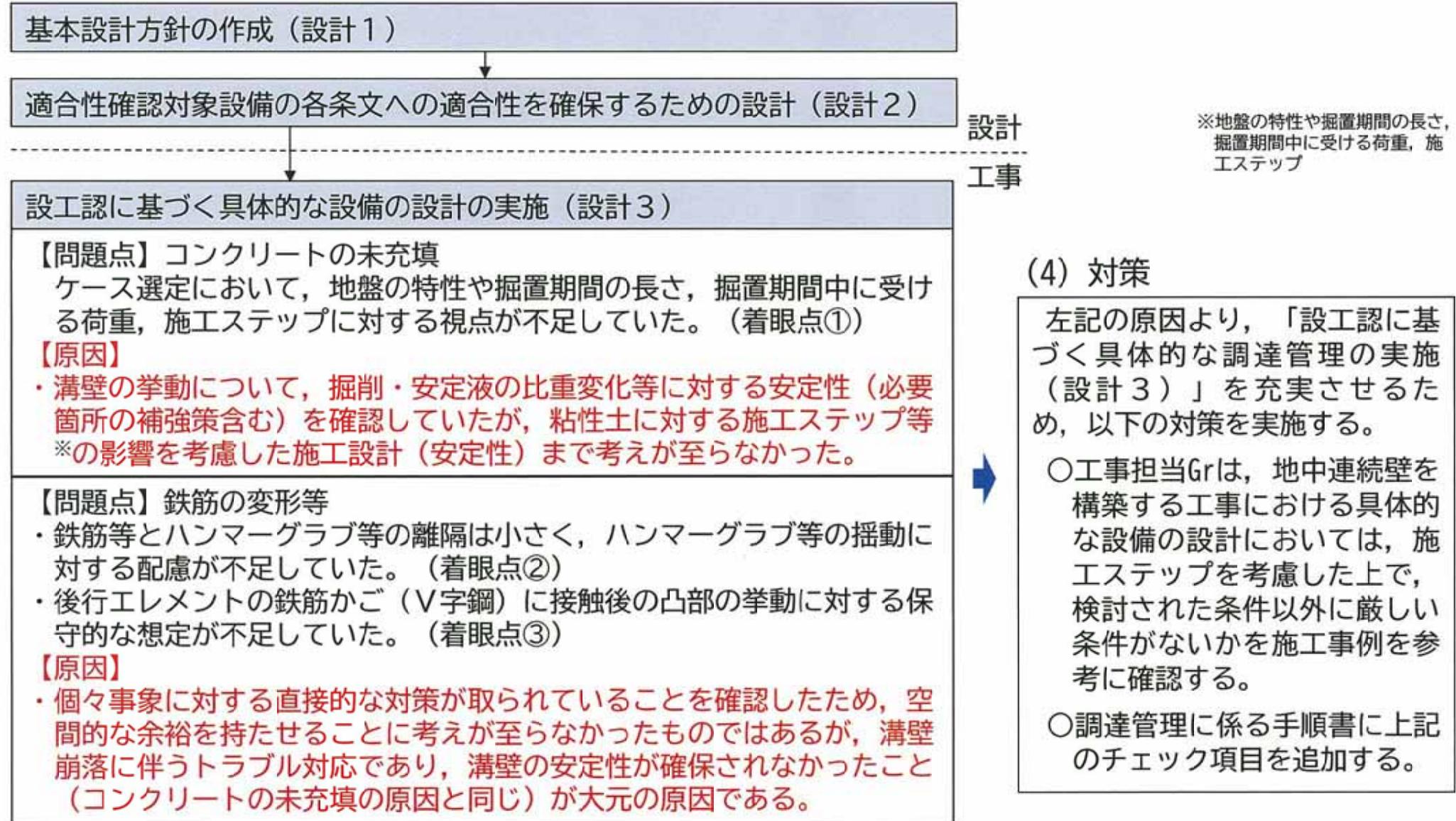
⑬ 2023年6月 南基礎 コンクリートの未充填及び鉄筋の変形等を確認

⑭ 2023年8月 北基礎 コンクリートの未充填及び鉄筋の変形等を確認

赤字：コンクリートの未充填及び鉄筋の変形等に係る問題点  
青字：鉄筋の変形等に係る問題点

## 6. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム上の位置づけ (3/3)

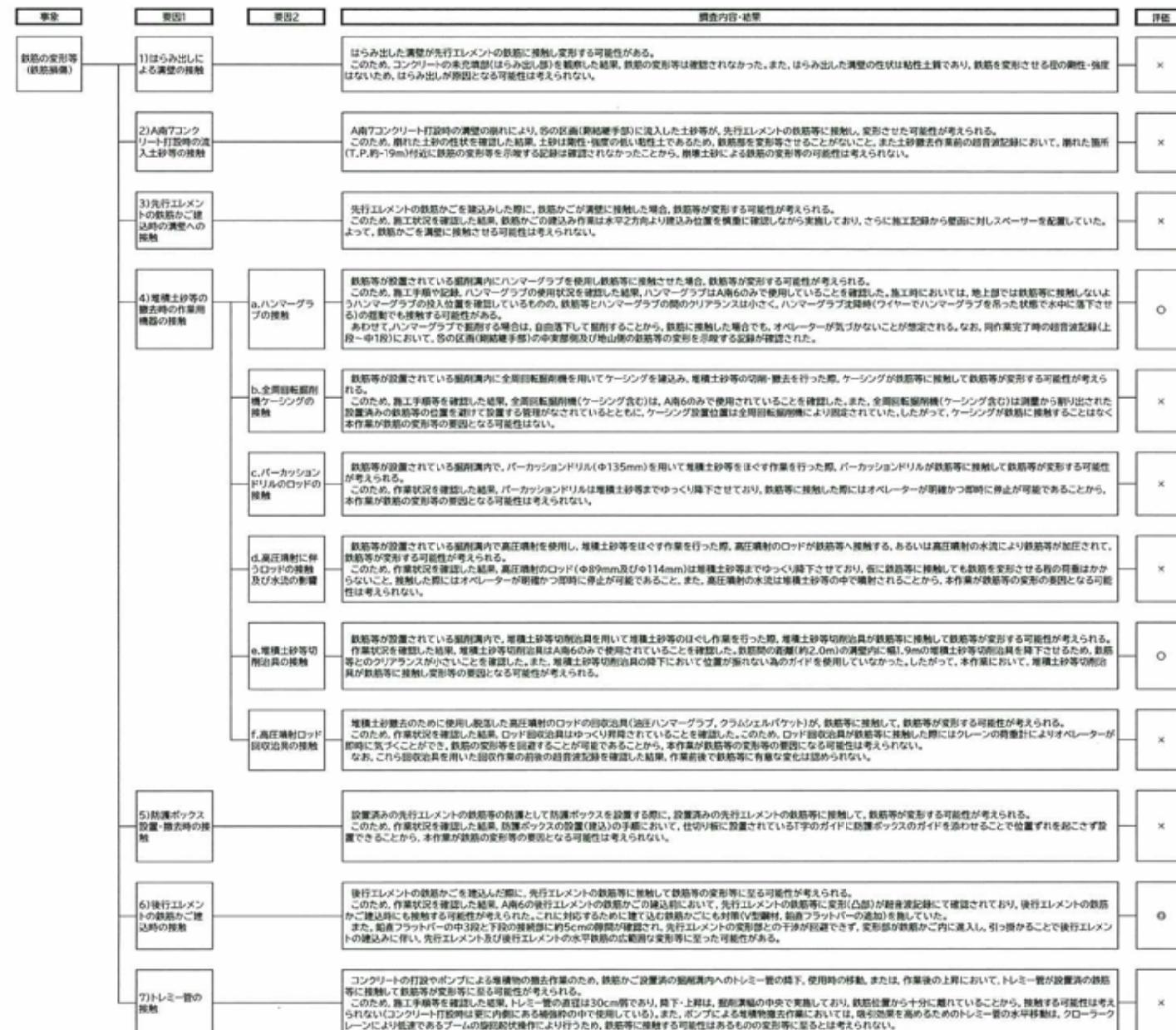
### (3) 問題点の抽出



## 7. 南基礎の事象分析 (1/2) コンクリート未充填の発生原因

事象	要因1	要因2	調査内容・結果	評価
コンクリート未充填部の発生	1) コンクリート流路の粗害	a. マッドケーキの生成	<p>掘削中・開放期間中は、安定液により不透水膜（マッドケーキ）が形成され、これを介して土圧・水圧がバランスし、溝壁の安定性が保持されている。このマッドケーキが鉄筋等に付着し厚みが増していくと、鉄筋間のコンクリートの流路が狭窄り、コンクリートの未充填の原因となる可能性がある。</p> <p>このため、安定液の種類、分散剤の使用有無、施工手順を確認し、マッドケーキの過大成長および先行エレメントコンクリート壁面や鉄筋等へのマッドケーキの形成の防止策を講じていること、コンクリート打設前に鉄筋等よりマッドケーキを除去していることを確認した。結果は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該現場では、ペントナイト安定液よりマッドケーキの厚さが薄く、かつ不透水膜として機能が卓越となるペントナイトCMC安定液を使用している。また、鉄筋等へのペントナイト粒子の吸着を防止するために分散剤を添加していることを確認した。</li> <li>・施工手順を確認した結果、コンクリート打設前に鉄筋部について、洗浄を行う手順となっていることを確認した。</li> </ul>	x
		b. 溝壁のはらみ出し	<p>施工時に地盤に加わる荷重（施工機械等の上載荷重やコンクリートの打設圧）や安定液と地下水の水位差不足により溝壁にはらみ出しが発生した場合、コンクリートの充填すべき箇所の閉塞及び流路の粗害により、コンクリートが未充填となる可能性がある。</p> <p>このため、南基礎地中連続壁部の施工履歴及び施工条件に基づき、二次元FEM解析により溝壁のはらみ出し発生について確認した。結果は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地中連続壁部の構築過程においては、掘削機により地盤へ繰返し荷重が作用していること、コンクリート打設圧による側圧が中実部に内部荷力となって蓄積したことが想定される。</li> <li>・この施工履歴に基づき地盤に作用する筋力を考慮した解析を実施した結果、溝壁が最も長期間開放されていた箇所（A南6の①の区画（脚結縫手部））での、地山側のはらみ出し量は最大約25cm、様々な施工荷重の影響を受けている中実部側のはらみ出し量は最大約11cm、各箇所の地盤で最も施工荷重を受けた箇所（A南8の①の区画（脚結縫手部））の地山側のはらみ出し量は最大約3cmが推定された。</li> <li>・更に、はらみ出した溝壁は、はらみ出しが大きくなるにつれ不安定になり、その一部は崩落し、下方のコンクリートの充填すべき箇所の閉塞及び流路の粗害となり、コンクリートの未充填の原因となる可能性がある。なお、壁面観察の結果、粘土土（A c層）分布深度以深のコンクリートの未充填部の堆積物は粘土土（A c層）であり、粘土土（A c層）が崩落したものと考えられる。</li> </ul>	○
		c. 安定液の性状	<p>コンクリートの打設の際に、掘削溝内の安定液の濃度（比重等）が高く、管理基準値を満足していない場合、安定液とコンクリートの比重差の減少や安定液の粘性の増加により、安定液とコンクリートの置換性が悪化し、コンクリートの充填が発生する可能性がある。</p> <p>このため、施工記録を確認した結果、全てのコンクリートの打設前（鉄筋がごめ込み前）において、掘削溝内の安定液の濃度（比重等）が所定の管理基準値を満足しており、安定液の性状によるコンクリートの未充填は生じないと考えられる。</p>	x
		d. 掘削溝の出来形の不良	<p>地中連続壁を構築するための掘削溝が計画よりも小さく施工されていた場合、鉄筋かぶり部が縮小し、コンクリートの流路が狭くなることからコンクリートの未充填の要因になる可能性がある。</p> <p>このため、掘削溝の掘削形状が所定の幅や深さであることを、鉄筋がごめ込み前に超音波記録にて確認する。この結果、施工記録から、所定の掘削形状が確保されていることが確認できており、掘削出来形によるコンクリートの未充填は生じないと考えられる。</p>	x
	2) コンクリートの流動性の不足	e. コンクリートの性状	<p>コンクリートには粗骨材が含まれており、配置された鉄筋間隔と粗骨材の最大粒径との差が比較的小い場合、コンクリートの未充填の原因になる可能性がある。</p> <p>地中連続壁のコンクリートに用いられている粗骨材はコンクリート標準示方書の粗骨材に要求される物理的性質等を満たすものであり、最大粒径20mmはコンクリート標準示方書に基づく最小鉄筋間隔と粗骨材の粒径の関係（鉄筋の最小間隔（約10mm）の3/4以下）を十分満足している。</p> <p>以上より、コンクリート材料によるコンクリート未充填は発生しないと考えられる。</p> <p>また、コンクリートの流動性（スランプフロー値）が小さい場合、コンクリートの打設の際に打設管から粗骨材の端まで到達せず、コンクリートの未充填の要因になる可能性が考えられるが、地中連続壁に用いられたコンクリートは、高流動コンクリートを採用しており、受入時の検査では基準となるスランプフロー値等を満足していることを確認している。</p> <p>したがって、コンクリートの流動性が小さいことによりコンクリートの未充填が生じた可能性は考えられない。</p>	x

## 7. 南基礎の事象分析 (2/2) 鉄筋の変形等の発生原因



## 8. 補正手続きの経緯 (1/3)

---

### 【補正の経緯】

- ・ 平成30年10月に工事計画の認可を受け、それ以降、防潮堤（鋼製防護壁）の設置工事を実施してきた。
- ・ 同工事において防潮堤（鋼製防護壁）の基礎の一部である地中連続壁部の構築及び中実部の掘削において、不具合事象を確認した。
- ・ 本不具合事象について調査・検討を行った結果、設計の変更（補強による強度確保）が必要と判断した。
- ・ 北基礎の調査については、コンクリート未充填が発生しやすいと考えられる粘性土が存在する層（T.P.-40m）までの掘削を終えているが、引き続き調査を継続し、現在の評価条件を見直す必要が確認されれば対応していく。

## 8. 補正手続きの経緯 (2/3)

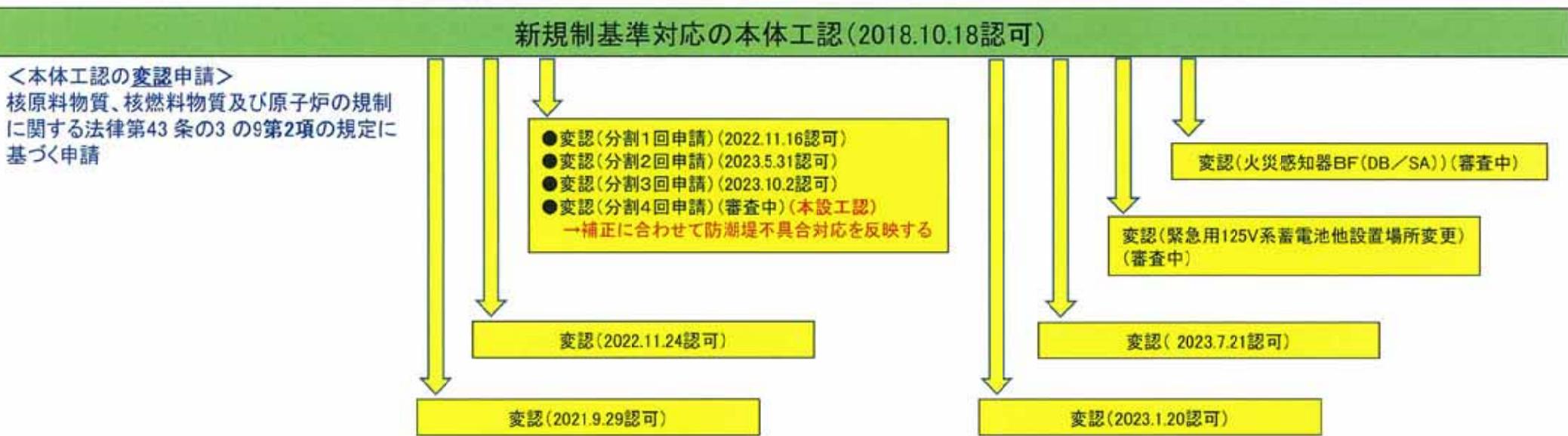
### 【申請の方法】

- ・現在申請中の設計及び工事の計画の変更(令和5年5月31日付け発室発第39号)(以下、本設工認申請)の補正※を行うとともに、これに合わせて添付書類に本構造変更を反映する。
- ・また、本設工認申請は平成30年10月18日付け原規規発第1810181号(以下、本体工認)の変更認可申請として行っているものであるため今回の補正により、本体の工事計画が変更(上書き)されることになる。(次頁「東海第二発電所設計及び工事計画認可申請の申請状況」参照)

※手続き方法として、当該不具合を踏まえた構造を反映するための本体工認の変更認可申請の方法が考えられるが、変更認可申請の認可後に本設工認申請においても審査が必要となるため、本設工認申請の補正手続きを行う。

## 8. 補正手続きの経緯 (3/3)

### ＜東海第二発電所設計及び工事計画認可申請の申請状況＞



＜新規の工事計画の申請＞  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制  
に関する法律第43条の3の9第1項の規定に  
基づく申請

設工認(所内常設直流電源設備(3系統目))(審査中)

#### (設計及び工事の計画の認可)

第43条の3の9 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事(核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この節において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (1/15)

### ■ 既工事計画からの変更点

既工事計画においては、防潮堤（鋼製防護壁）の詳細な記載は本文、要目表なく“添付書類”に記載している。このため、今回の設計変更による配筋等の見直しにより“添付書類（耐震及び強度計算書）”を変更する。

本文  
要目表

- 防潮堤（鋼製防護壁）の機能要求（基本設計方針：地震・津波に耐性を有する構造とする）及び主な構造（要目表：材料、天端高さ、壁長さ）に関する記載。



•今回の設計変更は、機能要求及び主な構造に影響を与えるものではなく、本文及び要目表における現状の記載に変更はない。

添付書類

- 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震及び強度計算書における計算条件として、鉄筋の配置や構造図（平面図、立面図）を記載。



•今回の設計変更で、上記の計算条件および計算結果を変更した。

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について（2／15）

### (1)添付書類「V-2-10-2-2-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載に係る変更点

耐震計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
2. 基本方針	2.1 位置	無
	2.2 構造概要	有 地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様を 変更する。
	2.3 評価方針	無
	2.4 適用基準	無
3. 地震応答解析	3.1 評価対象断面	無
	3.2 解析方法	有 検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐震評価における各部 材の最大照査値に対応したケース（地震動及び地盤物性のばらつき の組合せ）とする。また、各応答値の変動が軽微である場合は、既 往の応答値を引用する方針とする。
	3.3 荷重及び荷重の組合せ	無
	3.4 入力地震動	無
	3.5 解析モデル及び諸元	有 不具合事象を反映し、地中連続壁基礎の梁要素に対して深さ0.2m× 幅2.5mの断面欠損を、南基礎及び北基礎それぞれ8箇所ずつ考慮す る。
4. 耐震評価	4.1 耐震評価部位	無
	4.2 解析方法	無
	4.3 荷重及び荷重の組合せ	無
	4.4 許容限界	無
	4.5 解析モデル及び諸元	有 地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様の 変更を反映した断面照査を実施する。
	4.6 評価方法	無
5. 耐震評価結果	有	再計算した耐震評価結果を掲載する。

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (3/15)

### 【補足説明】

添付書類「VI-2-4-2-5-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載方針について

耐震計算書の目次		構造変更による 記載変更の有無	変更概要
2. 基本方針	2.1 位置	無	—
	2.2 構造概要	無	—
	2.3 評価方針	無	—
	2.4 適用基準	無	—
3. 地震応答解析	3.1 評価対象断面	無	—
	3.2 解析方法	無	—
	3.3 荷重及び荷重の組合せ	無	—
	3.4 入力地震動	無	—
4. 耐震評価	3.5 解析モデル及び諸元	無	—
	4.1 耐震評価部位	無	—
	4.2 解析方法	無	—
	4.3 荷重及び荷重の組合せ	無	—
	4.4 許容限界	無	—
	4.5 解析モデル及び諸元	無	—
4.6 評価方法		無	—
5. 耐震評価結果		無	—
6. 現地施工状況等を考慮して実施した耐震評価		有	今回申請した添付書類（VI-2-4-2-5-1）においては、前頁に赤字で記載する設計方針～評価結果までの一連の情報を、本項に集約して記載する方針とする。

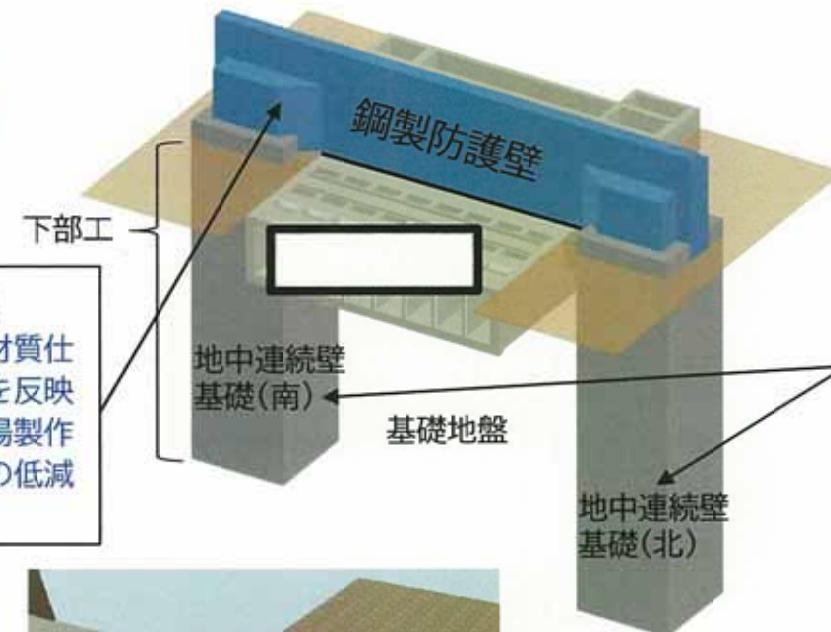
## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (4/15)

### (1)添付書類「V-2-10-2-2-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載に係る変更点

耐震計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
2. 基本方針 2.2 構造概要	有	地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様を変更する。

緑字：基礎の不具合事象  
に対応した構造変更

青字：上記以外の構造変更



#### 【上部工（鋼製防護壁）】

施工設計時の鋼製材料の一部の材質仕様に係る品質向上のための変更を反映  
(施工設計の段階において、工場製作時の材料仕様を抑え、溶接箇所の低減による品質向上を図った)



#### 【下部工（地中連続壁基礎）】

- 不具合事象を考慮した基礎の構造見直し  
→深さ0.2m×幅2.5mの断面欠損  
→地中連壁と中実鉄筋コンクリートの配筋見直し



断面	断面積 (m <sup>2</sup> )	断面二次モーメント (m <sup>4</sup> )
健全 (段工場) 断面	240.25	4810.00
欠損断面	236.16 (健全断面の98.3%)	4666.32 (健全断面の97.0%)

- 施工設計時のジベル鉄筋の配置及び本数に係る品質向上のための変更を反映 (施工設計の段階において、設置作業上の安全性確保の観点で本数や材料仕様を見直し)

#### 【接合部】

- 施工設計時のアンカーボルト及び定着鉄筋の配置・本数に係る品質向上のための変更を反映 (施工設計の段階において、配筋の位置や本数を見直し)

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (5/15)

### (1)添付書類「V-2-10-2-2-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載に係る変更点

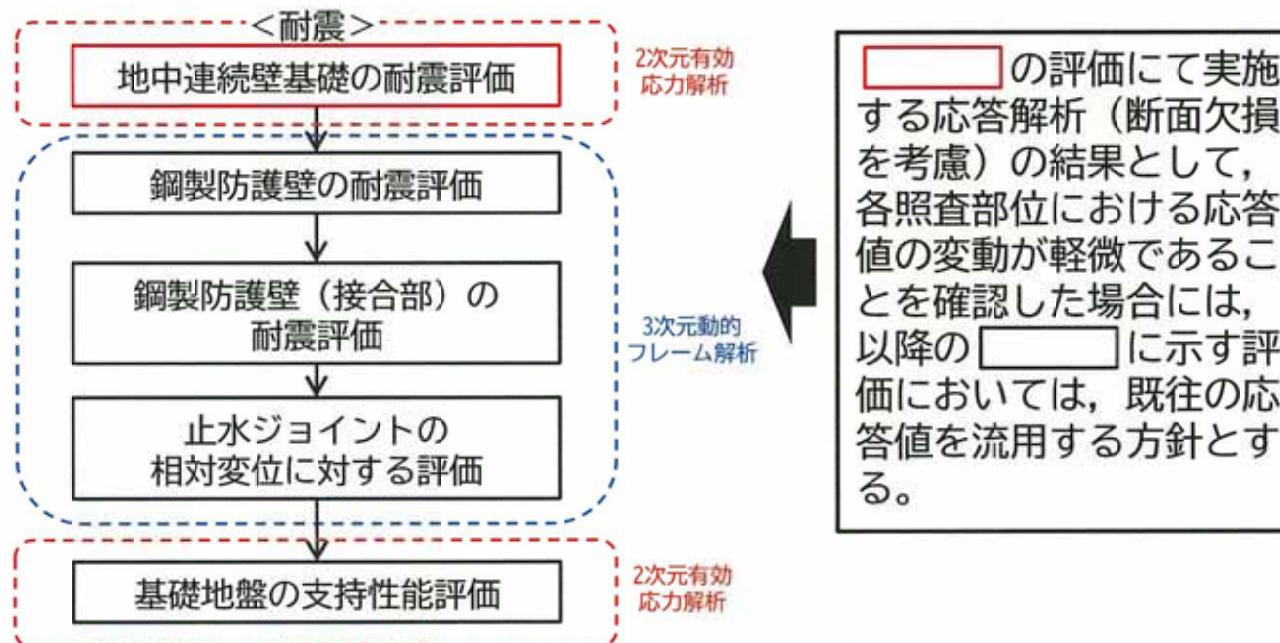
耐震計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
3. 地震応答解析 3.2 解析方法	有	検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐震評価における各部材の最大照査値に対応したケース（地震動及び地盤物性のばらつきの組合せ）とする。また、各応答値の変動が軽微である場合は、既往の応答値を引用する方針とする。

#### ①耐震評価における検討ケース

検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐震評価における各部材の最大照査値に対応したケース（地震動及び地盤物性のばらつきの組合せ）とする。

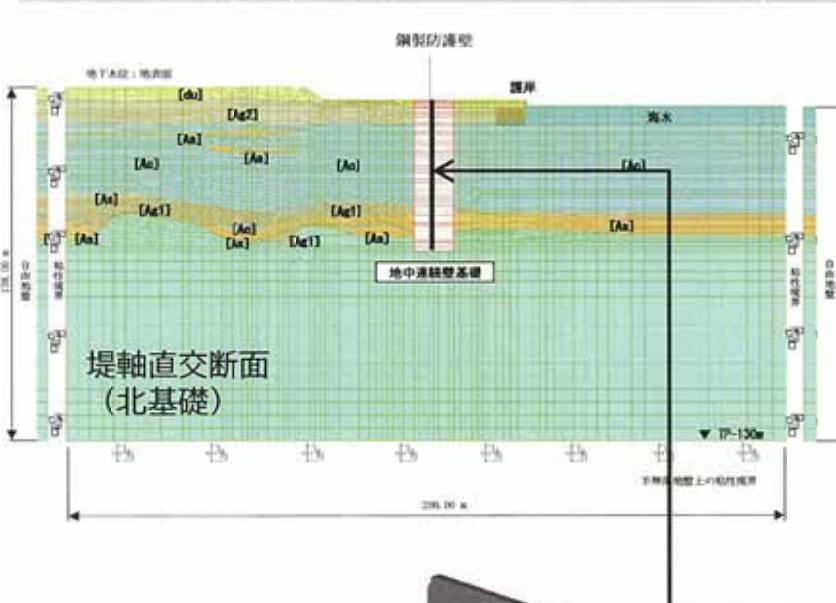
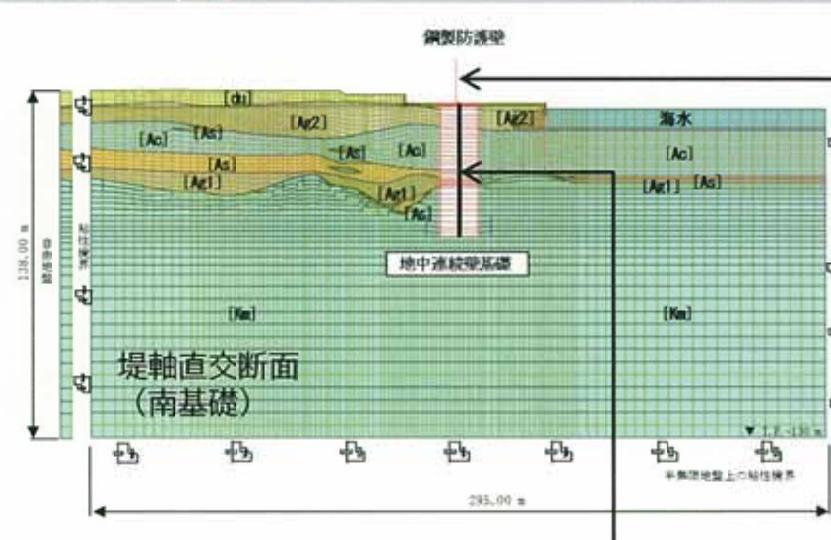
#### ②各応答解析モデルの変更について

不具合事象に対応した断面欠損を考慮することで、地中連続壁基礎の応答解析モデルが変更となるが、各照査対象部位への影響程度を考慮し、影響程度が軽微である場合は、以下のフローに示すとおり、既往の応答値を流用して耐震評価を実施する。

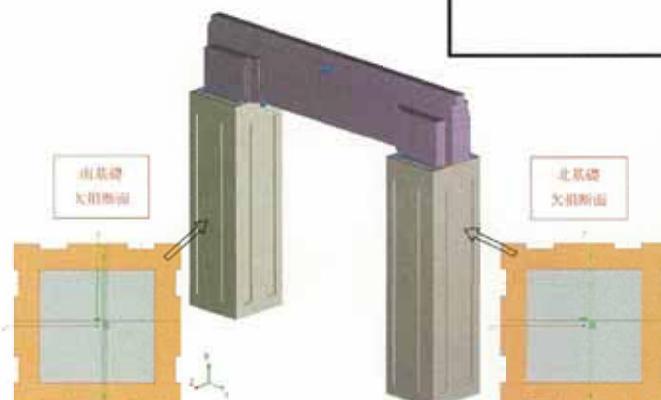


## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (6/15)

### (1)添付書類「V-2-10-2-2-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載に係る変更点

耐震計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
3. 地震応答解析 3.5 解析モデル及び諸元	有	不具合事象を反映し、地中連続壁基礎の梁要素に対して深さ0.2m×幅2.5mの断面欠損を、南基礎及び北基礎それぞれ8箇所ずつ考慮する。
 <b>堤軸直交断面 (北基礎)</b>		 <b>堤軸直交断面 (南基礎)</b> <p>鋼製防護壁の仕様 変更に伴う重量増 分は極めて小さく (1%未満)、設計 重量の切り上げに 包絡される結果と なったため、モデ ル上の重量は既工 認と同様。</p>

不具合事象による断面欠損を考慮して、地中連続壁基礎の部材諸元（曲げ剛性、せん断剛性、軸剛性）を低減させる。



断面	断面積 (m <sup>2</sup> )	断面二次モーメント (m <sup>4</sup> )
健全（既工認）断面	240.25	4810.00
設計変更断面	236.16 (健全断面の98.3%)	4666.32 (健全断面の97.0%)

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (7/15)

### (1)添付書類「V-2-10-2-2-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載に係る変更点

耐震計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
4. 耐震評価      4.5 解析モデル及び諸元	有	地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様の 変更を反映した断面照査を実施する。

断面照査における変更内容を以下に示す。



下部工（地中連続壁基礎）

上部工（鋼製防護壁）

上部工（接合部）

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (8/15)

(1)添付書類「V-2-10-2-2-1 防潮堤（鋼製防護壁）の耐震性についての計算書」の記載に係る変更点

耐震計算書の目次		構造変更による 記載変更の有無	変更概要		
5. 耐震評価結果		有	再計算した耐震評価結果を掲載する。		
評価項目		耐震	照査値※1		【参考】 既工認における 各部材の 最大照査値
			耐津波	津波時※3	
地中連続壁基礎 に対する照査	コンクリート及び鉄筋の 曲げ軸力照査	0.35	0.38	0.82	0.93
	鉄筋コンクリートの せん断力照査	0.73	0.55	0.77	0.90
	ジベル鉄筋量の照査	0.94	0.69	0.96	0.96
鋼製防護壁に対する照査		0.82	—	0.68	0.97
鋼製防護壁 (接合部) に対する照査	アンカーボルトの 照査	0.90	—	0.58	0.94
基礎地盤の支持性能 に対する照査※2		最大接地圧： 3861kN/m <sup>2</sup> 極限支持力度： 6116kN/m <sup>2</sup>	—	最大接地圧： 3632kN/m <sup>2</sup> 極限支持力度： 6116kN/m <sup>2</sup>	同左
止水ジョイント部の相対変位量 に対する照査※2		最大変位：1.486m 許容変位：2.00m	最大変位：0.896m 許容変位：2.00m	最大変位：1.129m 許容変位：2.00m	同左

注記 ※1 各評価項目に対して実施した検討ケースのうち、最大照査値を掲載する。

※2 設計変更による影響程度が軽微であることから、既工認と同様の照査値を掲載する。

※3 津波時及び重畠時に記載の各照査値は、基準津波及び敷地に遡上する津波による照査値のうち最大値である。

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (9/15)

### (2)添付書類「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載に係る変更点

強度計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
2. 基本方針	2.1 位置	無
	2.2 構造概要	有 地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様を 変更する。
	2.3 評価方針	無
	2.4 適用基準	無
3. 強度評価方針	3.1 記号の定義	無
	3.2 評価対象断面及び部位	無
	3.3 荷重及び荷重の組合せ	無
	3.4 許容限界	無
3.5 評価方法	有	<ul style="list-style-type: none"><li>不具合事象を反映し、地中連続壁基礎の梁要素に対して深さ 0.2m×幅2.5mの断面欠損を、南基礎及び北基礎それぞれ8箇所ずつ 考慮する。</li><li>検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐津波評価における 各部材の最大照査値に対応したケース（地盤バネケース）とする。 また、各応答値の変動が軽微である場合は、既往の応答値を引用 する方針とする。</li><li>地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様 の変更を反映した断面照査を実施する。</li></ul>
4. 評価条件	無	—
5. 評価結果	有	再計算した耐津波評価結果を掲載する。

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (10/15)

### 【補足説明】

添付書類「VI-3-別添1-2-5-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載方針について

強度計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
2. 基本方針	2.1 位置	無
	2.2 構造概要	無
	2.3 評価方針	無
	2.4 適用基準	無
3. 強度評価方針	3.1 記号の定義	無
	3.2 評価対象断面及び部位	無
	3.3 荷重及び荷重の組合せ	無
	3.4 許容限界	無
	3.5 評価方法	無
4. 評価条件	無	—
5. 評価結果	無	—
6. 現地施工状況等を考慮して実施した強度評価	有	今回申請した添付書類（VI-3-別添1-2-5-1）においては、前頁に赤字で記載する設計方針～評価結果までの一連の情報を、本項に集約して記載する方針とする。

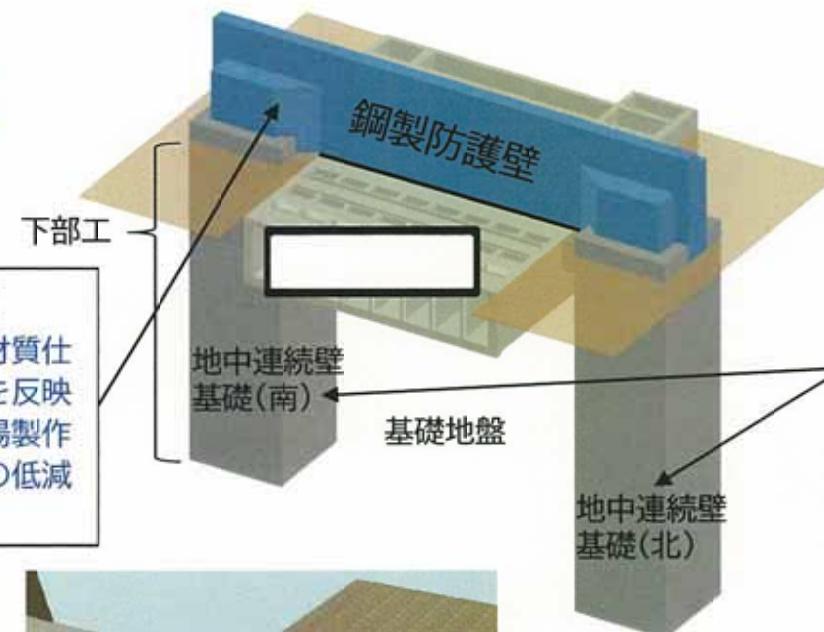
## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (11/15)

### (2)添付書類「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載に係る変更点

強度計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
2. 基本方針 2.2 構造概要	有	地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様を変更する。

緑字：基礎の不具合事象  
に対応した構造変更

青字：上記以外の構造変更



#### 【上部工（鋼製防護壁）】

施工設計時の鋼製材料の一部の材質仕様に係る品質向上のための変更を反映（施工設計の段階において、工場製作時の材料仕様を抑え、溶接箇所の低減による品質向上を図った）



#### 【下部工（地中連続壁基礎）】

- 不具合事象を考慮した基礎の構造見直し  
→深さ0.2m×幅2.5mの断面欠損  
→地中連壁と中実鉄筋コンクリートの配筋見直し



断面	断面積 (mm²)	断面二次モーメント (mm⁴)
健全 (施工時) 断面	240.25	4810.00
欠損断面	236.16 (健全断面の98.3%)	4666.32 (健全断面の97.0%)

- 施工設計時のジベル鉄筋の配置及び本数に係る品質向上のための変更を反映（施工設計の段階において、設置作業上の安全性確保の観点で本数や材料仕様を見直し）

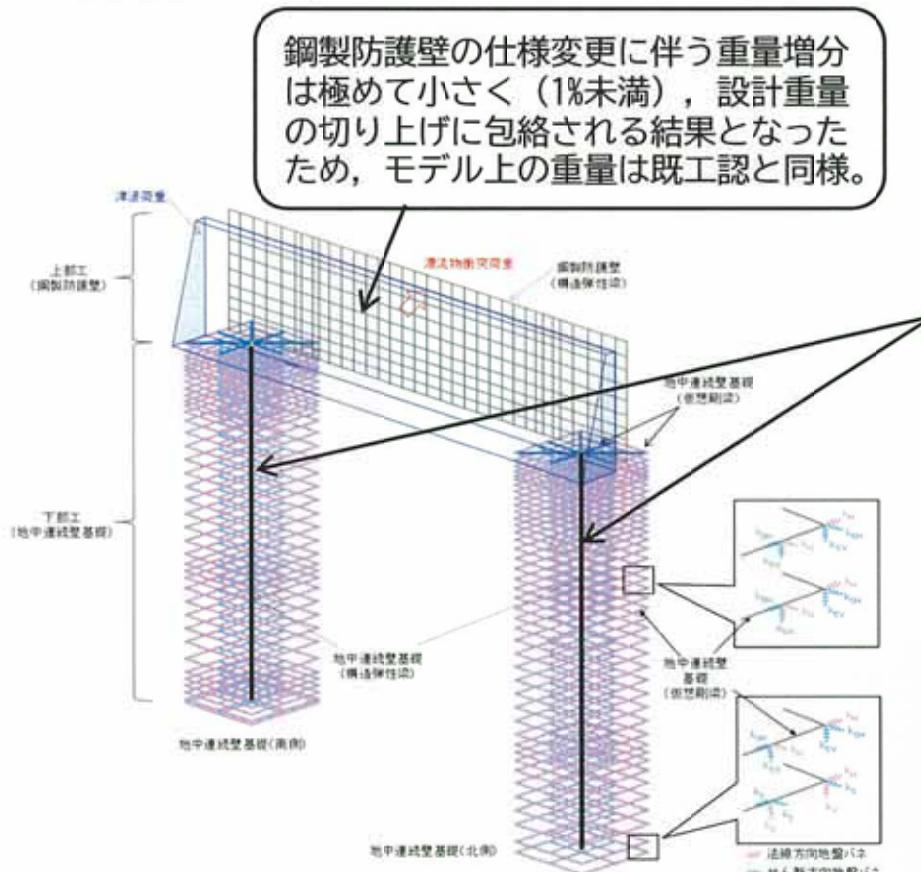
#### 【上部工（接合部）】

- 施工設計時のアンカーボルト及び定着鉄筋の配置・本数に係る品質向上のための変更を反映（施工設計の段階において、配筋の位置の詳細を見直し）

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (12/15)

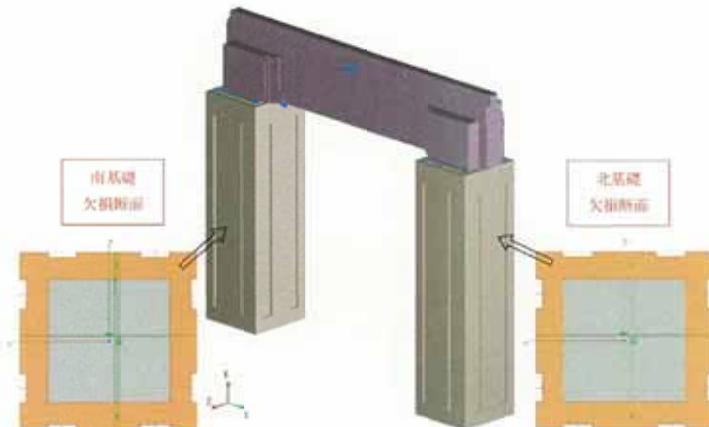
### (2)添付書類「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載に係る変更点

強度計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
3. 強度評価方針 3.5 評価方法	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>不具合事象を反映し、地中連続壁基礎の梁要素に対して深さ0.2m×幅2.5mの断面欠損を、南基礎及び北基礎それぞれ8箇所ずつ考慮する。</li> </ul>



鋼製防護壁の仕様変更に伴う重量増分は極めて小さく(1%未満)、設計重量の切り上げに包絡される結果となったため、モデル上の重量は既工認と同様。

不具合事象による断面欠損を考慮して、地中連続壁基礎の部材諸元(曲げ剛性、せん断剛性、軸剛性)を低減させる。



断面	断面積 (m <sup>2</sup> )	断面二次モーメント (m <sup>4</sup> )
健全(既工認)断面	240.25	4810.00
設計変更断面	236.16 (健全断面の98.3%)	4666.32 (健全断面の97.0%)

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (13/15)

### (2)添付書類「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載に係る変更点

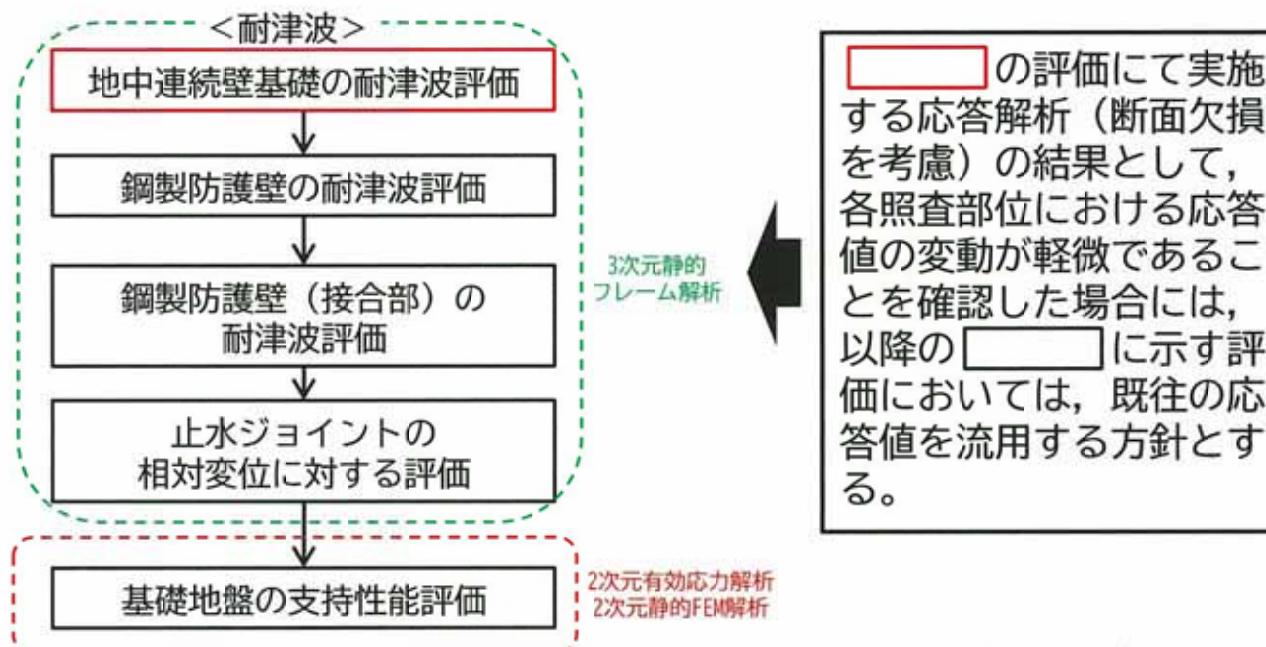
強度計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
3. 強度評価方針 3.5 評価方法	有	<ul style="list-style-type: none"><li>検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐津波評価における各部材の最大照査値に対応したケース（地盤バネケース）とする。また、各応答値の変動が軽微である場合は、既往の応答値を引用する方針とする。</li></ul>

#### ①耐津波評価における検討ケース

検討ケースは、平成30年10月に認可を受けた耐津波評価における各部材の最大照査値に対応したケース（地盤バネケース）とする。

#### ②各応答解析モデルの変更について

不具合事象に対応した断面欠損を考慮することで、地中連続壁基礎の応答解析モデルが変更となるが、各照査対象部位への影響程度を考慮し、影響程度が軽微である場合は、以下のフローに示すとおり、既往の応答値を流用して耐津波評価を実施する。



## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について（14／15）

### （2）添付書類「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載に係る変更点

強度計算書の目次	構造変更による 記載変更の有無	変更概要
3. 強度評価方針 3.5 評価方法	有	<ul style="list-style-type: none"><li>地中連続壁基礎、鋼製防護壁及びその接合部について、構造仕様の変更を反映した断面照査を実施する。</li></ul>

断面照査における変更内容を以下に示す。



下部工（地中連続壁基礎）

上部工（鋼製防護壁）

上部工（接合部）

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について (15/15)

### (2)添付書類「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書」の記載に係る変更点

強度計算書の目次		構造変更による 記載変更の有無		変更概要		
5. 評価結果		有	再計算した耐津波評価結果を掲載する。			
評価項目		照査値※1			【参考】 既工認における 各部材の 最大照査値	
		耐震	耐津波			
地中連続壁基礎 に対する照査	コンクリート及び鉄筋の 曲げ軸力照査	0.35	0.38	0.82	0.93	
	鉄筋コンクリートの せん断力照査	0.73	0.55	0.77	0.90	
	ジベル鉄筋量の照査	0.94	0.69	0.96	0.96	
鋼製防護壁に対する照査		0.82	—	0.68	0.97	
鋼製防護壁 (接合部) に対する照査	アンカーボルトの 照査	0.90	—	0.58	0.94	
基礎地盤の支持性能 に対する照査※2		最大接地圧： 3861kN/m <sup>2</sup> 極限支持力度： 6116kN/m <sup>2</sup>	—	最大接地圧： 3632kN/m <sup>2</sup> 極限支持力度： 6116kN/m <sup>2</sup>	同左	
止水ジョイント部の相対変位量 に対する照査※2		最大変位：1.486m 許容変位：2.00m	最大変位：0.896m 許容変位：2.00m	最大変位：1.129m 許容変位：2.00m	同左	

注記 ※1 各評価項目に対して実施した検討ケースのうち、最大照査値を掲載する。

※2 設計変更による影響程度が軽微であることから、既工認と同様の照査値を掲載する。

※3 津波時及び重畠時に記載の各照査値は、基準津波及び敷地に遡上する津波による照査値のうち最大値である。

## 9. 耐震及び強度計算書における既認可からの変更点について（参考）

耐震及び強度計算書の各評価項目における検討モデルに反映した設計変更の内容を下表に示す。

評価項目	応答解析モデル	照査用モデル
地中連続壁基礎 に対する照査	・20cmの欠損を反映	・20cmの欠損を反映 ・中実コンの補強※2を反映 ・品質向上を目的とした設計 変更の反映
鋼製防護壁 に対する照査	・既工認の応答を引用※1	・品質向上を目的とした設計 変更の反映
鋼製防護壁（接合部） に対する照査		・品質向上を目的とした設計 変更の反映
基礎地盤の支持性能 に対する照査		—
止水ジョイント部の相対変位 量に対する照査		—

※1 応答値の変動が軽微であることを根拠として、既往の応答値を引用する方針とする範囲を指す。

※2 断面欠損の深さが50cmであると仮定した場合でも成立性が確保できるよう、補強鉄筋を配置している。

# 10. 既工認における耐震及び耐津波評価フロー

## ■防潮堤（鋼製防護壁）の検討モデルと評価フロー（既工認）

